

平成 2 6 年度

岐阜市包括外部監査報告書

概 要 版

平成 2 7 年 2 月

岐阜市包括外部監査人

弁護士 芝 英 則

目 次

1	はじめに（序章・総論（第2章））	1
2	特別法人岐阜市土地開発公社（第3章）	4
3	特殊法人岐阜市信用保証協会（第4章）	6
4	社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会（第5章）	8
5	社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団（第6章）	10
6	一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社（第7章）	12
7	一般財団法人岐阜産業会館（第8章）	14
8	公益財団法人岐阜市学校給食会（第9章）	16
9	一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団（第10章）	18
10	公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団（第11章）	20
11	公益財団法人岐阜市国際交流協会（第12章）	22
12	一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団（第13章）	24
13	公益社団法人岐阜市シルバー人材センター（第14章）	26
14	公益財団法人岐阜観光コンベンション協会（第15章）	28
15	指摘及び意見一覧表（第1章）	30

1 はじめに（序章・総論（第2章））

【選定した特定の事件】

岐阜市の外郭団体 平成 25 年度、必要に応じて他年度。

【事件選定の理由】

4つ

- ①市は、外郭団体に「ヒト」・「モノ」・「カネ」という貴重な資源を提供
→民間とは異なる位置付け。市民と外郭団体の関わり、市民の外郭団体に対する関心は低くない。
- ②市の外郭団体に関する取組状況の検証
→これまで外部検証はない。課題がないか。
- ③外郭団体を軸として、市の財務事務の執行を横断的に検証
→指定管理、補助金・負担金、委託など市の様々な財務事務を見ることが出来る。そこに課題が見えてこないか。
- ④過去の包括外部監査との関係
→これまで、外郭団体全体をテーマとして横断的に監査したことはない。市の外部監査に対する措置状況を検証することにも意義あり。

【監査の要点】

3つ

- ①市の外郭団体に対する財務事務の執行は適切か。
- ②外郭団体の財務事務の執行は適切か。
- ③過去の包括外部監査の措置状況は適切か。

【監査の考え方】

2つの軸

- ①本監査においては、市の外郭団体に対する関与を中心とした。
- ②本監査は、「市民のために」という目的意識から監査範囲は広い。

【市の財政状況】

特徴的な問題点は見当たらなかった。

【市→外郭団体（市の視点から）】

①概要

13 の外郭団体（特殊法人 1、特別法人 1、公益財団法人 4、公益社団法人 1、一般財団法人 4、社会福祉法人 2）。平成 16 年度以降、数に変化なし。

②外郭団体の位置付け

外郭団体を定義づける根拠なし。市の外郭団体に対する出資割合は、法令や条例の対象団体となるかの判断において重要。しかし、市内部で解釈のばらつきあり。解釈の統一が必要。

③外郭団体に関する指針等の策定及び取組の経過

これまで、経営改善指針、経営基本情報調査票、見直し状況調査票、意見交換会などで、外郭団体に関する行財政改革に取り組む。しかし、徹底されていない状況あり。方向性を見直しも含め、徹底が必要。

④外郭団体の所管根拠

外郭団体には全て所管課がある。しかし、所管根拠が明確ではない所管課が複数あることや、所管課が2課存在する団体あり。所管根拠の明確化が必要。

⑤人的関与

現職職員と職員OBが、外郭団体の職員、役員（理事・監事）、評議員で関与。平成25年度において、全ての外郭団体で人的関与あり。現職については、地方公務員法第35条（職務専念義務）の例外的場面であるといえる。手続の透明性を高めることが望ましい。

⑥財政支出

平成25年度、市は外郭団体に対し、指定管理料、委託料、補助金・負担金等で合計約26億円を支出。

⑦指定管理

平成25年度、市の指定管理施設100施設中51施設で外郭団体が指定管理者。2施設は、外郭団体が構成員となるコンソーシアムが指定管理者。指定管理料として年間約17億3500万円。地方自治法の改正により、公の施設の管理を民間業者までに広げるとのことでの制度導入。民間との関係で問題がないかという観点で、導入から、公募・非公募、一括募集、選定・評価委員会、モニタリングまで一連の流れを検証したところ、改善の必要あり。

⑧補助金・負担金

平成25年度、補助金・負担金の交付は、8団体で約1億8400万円。補助金・負担金については、外郭団体の既得権益とされていないか。公益上の必要性、金額などが問題となるところ、補助金に要綱が定められていないなどの問題があった。手続に改善の必要あり。

⑨委託契約

平成25年度、委託料の支出については、9団体で約5億4000万円。随意契約が全て。随意契約は、地方自治法上の例外であることから、例外該当性の判断・手続は厳正にすべきところ、予定されている契約事務手続の流れに沿っていない、随意契約の該当理由、契約規則などに問題があった。手続に改善の必要あり。

⑩事業評価シート

補助金、委託事業等につき、ホームページ上で、市民に公開されるシート。

市民が事業の内容を知る貴重な情報であるところ、情報が必ずしも正確でないものや、評価の方法、公開の範囲などに問題が見られる。積極的かつ正確な情報提供の必要あり。

⑪本部事務所の利用

平成 25 年度、13 団体中、公有財産利用 11 団体、自己所有団体 1 団体、民間賃貸 1 団体。公有財産の無償利用は、例外的な扱いであり、適正手続が必要であるところ、行政財産利用団体では、許可がない、許可の根拠が合理的理由なく異なるなどの問題があった。適正手続の必要あり。

⑫暴力団排除

市と外郭団体、外郭団体と事業者、外郭団体と会員間で問題になりうる。それぞれの場面ごとに、暴力団排除対策の現状を整理したところ、対応にばらつきあり。暴力団排除の徹底の必要あり。

⑬市の外郭団体に関する情報公開

ホームページ上、市の視点（市の外郭団体に対する関与）から外郭団体に関する情報提示に問題あり。市民に対し、ホームページ上で、積極的かつ適切な情報公開の必要あり。

⑭文書の管理・保管

文書取扱規則第 37 条上、事態に対処して臨機の処置がとれるよう整備しなければならないところ、徹底に問題あり。改善が必要。

【外郭団体】

①経営改善指針の遵守状況

人事給与制度、業務執行体制、自主的・自律的な運営、情報公開の推進の 4 つの軸。徹底がなされていない事例あり。外郭団体において、指針の認識及び徹底が必要。

②法人登記

変更登記が法定期間経過後の団体が複数あり。法令遵守が必要。

【過去の包括外部監査の措置状況】

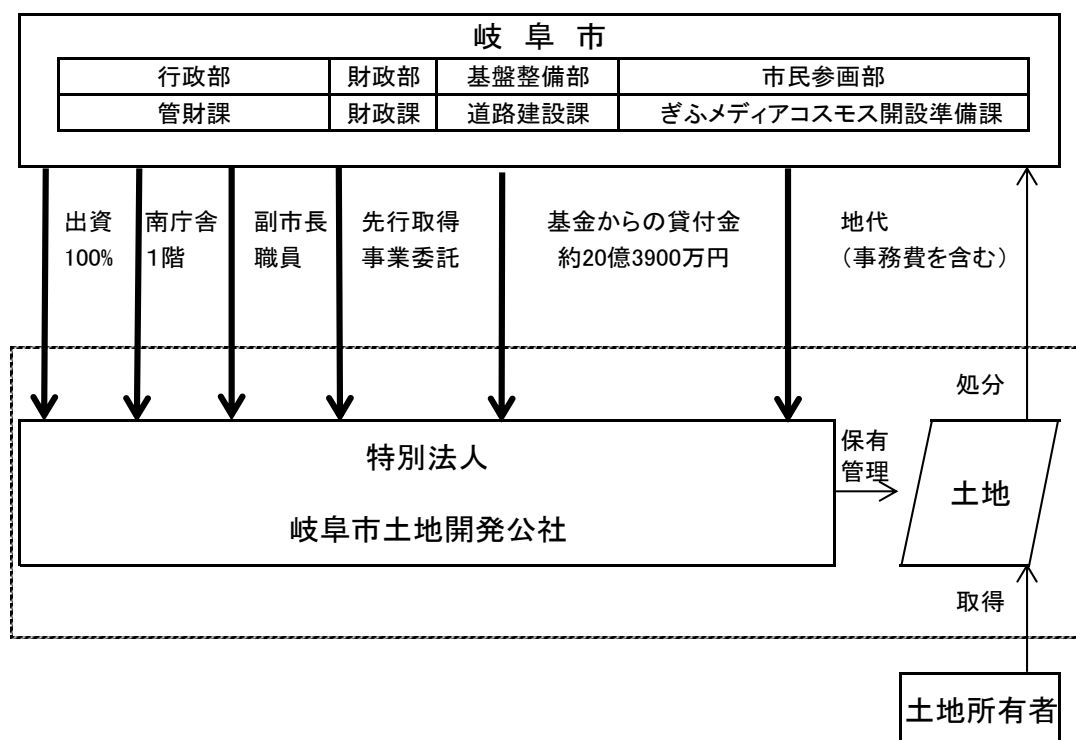
監査の指摘・意見に対する措置に不徹底があり、改善が必要。

措置状況については、経過を明らかにすることが必要。

【概要版の構成】

以下、「2」から「14」において、13 の外郭団体を市との関与を中心に紹介し、「15」に指摘及び意見の一覧表を示すという構成をとる。

2 特別法人岐阜市土地開発公社（第3章）



（金額は十万円未満を切り捨て・平成26年3月31日現在の残高を記載）

【団体の概要】

平成7年に「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立された。

設立目的は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することである。

所管課は、行政部管財課である。

設立と同時に、財団法人岐阜市開発公社（現在の一般財団法人にぎわいまち公社）が行っていた、市から委託を受ける公共用地等の先行取得事業を引き継いだ。

平成26年3月31日現在、保有する土地は、都市計画道路岐阜駅那加線事業において4筆（合計4,758㎡）、岐阜大学医学部等跡地整備事業において1筆（7,193㎡）である。

【ヒト】

理事長・副理事長は、それぞれ副市長が兼務しており、事務局長・参事兼総務課長・参事兼用地課長は、それぞれ市の現職職員が兼務している。

常務理事は、にぎわいまち公社の業務執行理事が兼務し、総務課長補佐は、にぎわいまち公社の事務局長が兼務している。

【モノ】

事務所は、岐阜市役所南庁舎 1 階にある。

にぎわいまち公社と事務所のスペースを共有している。

【カネ】

○出資

市は、100%出資している。

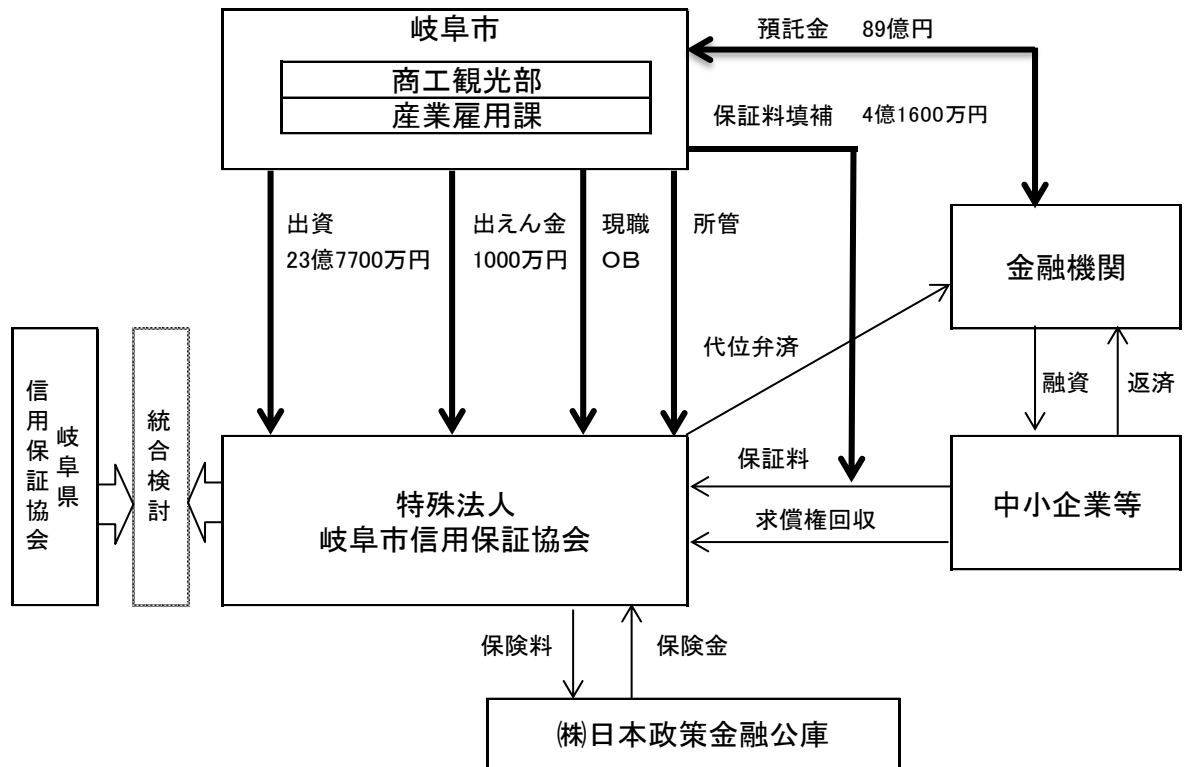
○借入

土地開発基金から 13 億 2427 万 3271 円、岐阜大学医学部跡地整備基金から 7 億 1484 万 5000 円をそれぞれ無利息にて貸付けを受けている（平成 26 年 3 月 31 日現在）。市に保有する土地を売却する際に、事務費の支払いを受ける。

○貸付

岐阜大学医学部等跡地整備事業に関し保有する土地を市に貸し付けており、地代約 760 万円の支払いを受けている（平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）。また、都市計画道路岐阜駅那加線事業に関し保有する土地を駐車場として貸し付けている。

3 特殊法人岐阜市信用保証協会（第4章）



（金額は百万円未満切り捨て・出資は平成26年3月31日現在の金額）

【団体の概要】

昭和24年に社団法人岐阜信用保証協会として設立され、昭和28年に「信用保証協会法」により特殊法人岐阜市信用保証協会に名称変更された。

設立目的は、中小企業・小規模事業者のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることである。

所管課は、商工観光部産業雇用課である。

主な業務は、中小企業等が金融機関から融資を受ける際に信用保証をし、中小企業等が返済できなくなったとき、中小企業等に代わって金融機関に代位弁済し、求償権の回収を行うことである。

全国の信用保証協会は、各都道府県に47協会あり、それ以外では、政令指定都市である横浜市、川崎市、名古屋市の3協会と岐阜市の信用保証協会だけである。

平成22年2月に市で策定された行財政改革プランの外郭団体見直し行動計画や、平成24年3月に報告された「岐阜市信用保証協会のあり方について」

において、市信用保証協会の廃止又は県信用保証協会との統合が検討されている。

【ヒト】

非常勤役員に市の現職職員が兼務しており、常勤役員（会長）が市職員ＯＢで、非常勤職員にも市職員ＯＢがいる。

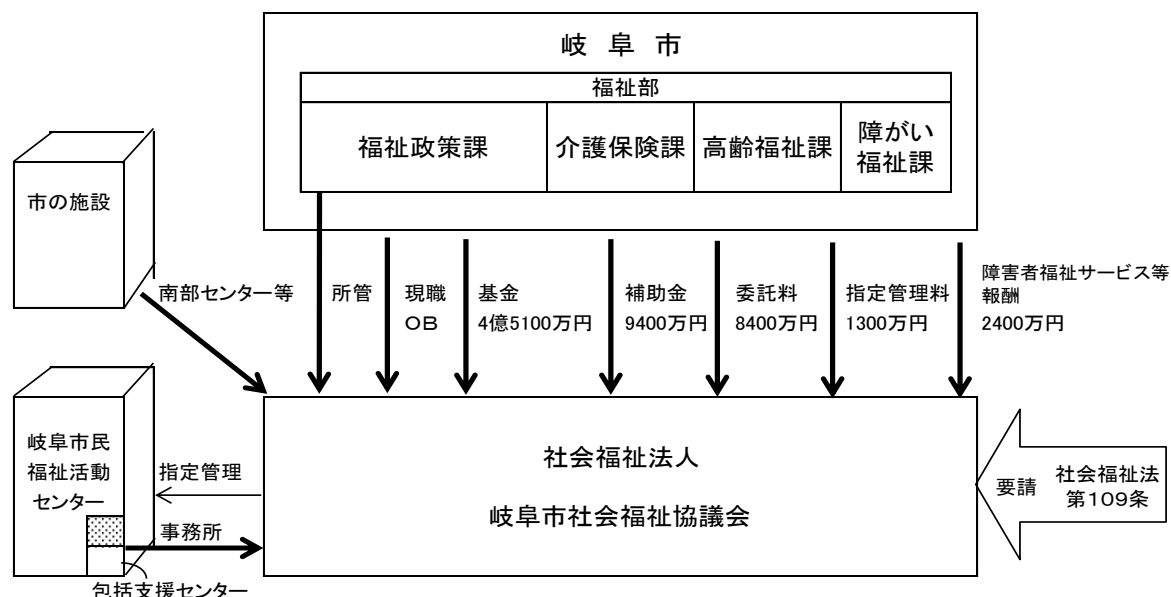
【カネ】

市から、出えん金の支出を受けており、平成 25 年度は 1000 万円の支出を受けている。市からの出資額は、平成 26 年 3 月 31 日現在で、約 23 億円である。

信用保証を行う市融資制度による融資のため、市が金融機関に融資の原資の一部を預託している。平成 25 年度は 89 億円を預託している。

信用保証を行う市融資制度による融資を受ける者が負担すべき保証料を市が補填している。平成 25 年度は約 4 億円を補填している。

4 社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会（第5章）



(金額は百万円未満を切り捨て)

【団体の概要】

昭和33年に任意団体として発足し、昭和42年に社会福祉法人としての認可を受けた。

設立目的は、「岐阜市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の増進を図ること」である。

所管課は、福祉部福祉政策課である。

地域福祉の増進という市の重要課題を担っており、法律上(社会福祉法第109条)、市において存在することを要請されている団体である。

本団体は、市の福祉政策の重要部分を担っているため、市からの委託事業を多く受注している。事業概要として、法人運営事業、ホームヘルプサービス事業、居宅介護支援事業、ふれあいのまちづくり事業、訪問入浴サービス事業、岐阜市地域包括支援センター中央北事業、共同募金配分金事業を行っている。市から受注する指定管理者業務や委託契約業務及び市からの補助金が主要な収入源となっている。地域福祉の増進については、経済的に採算性の高い事業ではなく、また、事業の効果が見えにくく、評価しにくいものである。

【ヒト】

市職員OB 1 名が役員に就いており、職員 270 名のうち、市職員OB は 1 名である。

【モノ】

事務所は、岐阜市民福祉活動センター内にある。市の普通財産であるが、使用貸借であり、賃料は徴収されていない。この点について、平成 18 年度の包括外部監査においても指摘されているが、「公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」という条件に該当するとして、無償のままとなっている。

【カネ】

○基金

市から、社会福祉基金 4 億円と福祉ボランティア基金 5100 万円の出えんを受けている。

○指定管理

福祉政策課が担当課である「岐阜市民福祉活動センター」の指定管理者となっている。

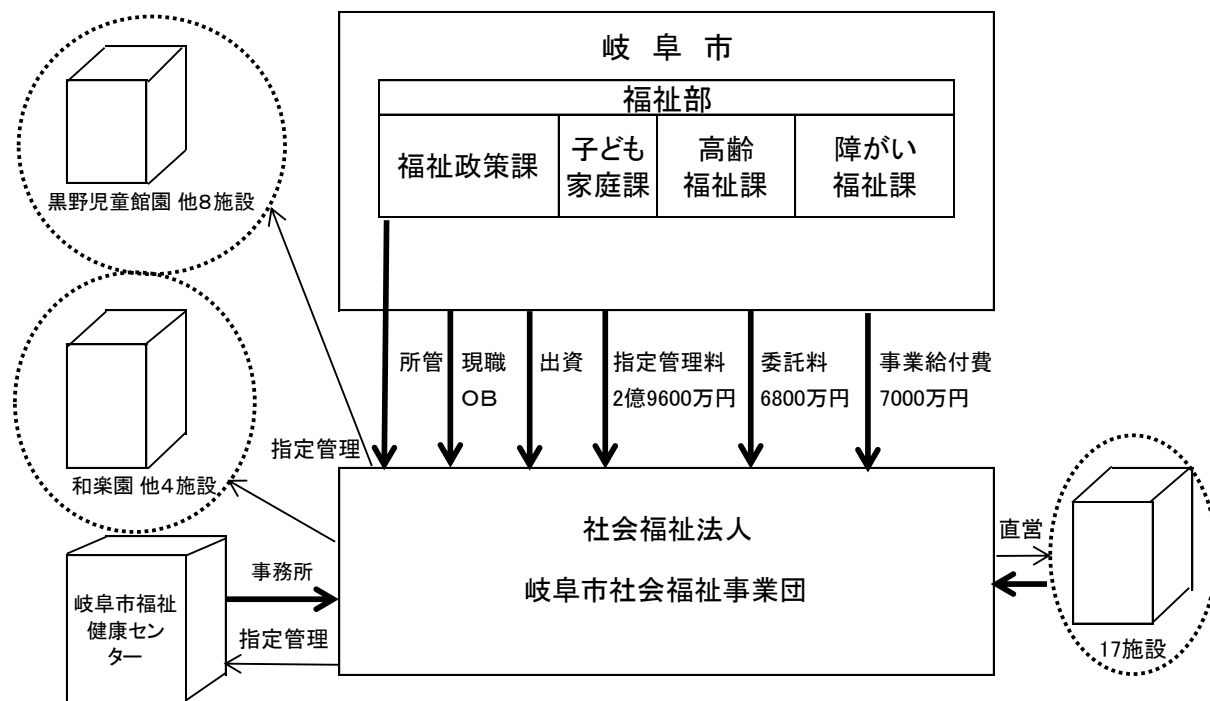
○委託

地域福祉の増進という点から、市（介護保険課、高齢福祉課、障がい福祉課）から、一者随意契約やプロポーザルにより、委託業務を受けている。

○補助金

市から、「岐阜市社会福祉協議会運営補助金」の交付を受けている。地域の実情に応じたきめ細やかなサービス提供や制度の谷間などにある福祉ニーズに対応しながら福祉コミュニティの構築を推進するための地域福祉推進事業を、岐阜市社会福祉協議会が円滑に行えるようにするための補助金である。本団体は、市から、「ふれあいのまちづくり推進助成事業補助金」の交付を受けている。福祉ニーズの多様化・高度化が進む中、住民が主体となった地域福祉事業の充実を図り、住民ひとりひとりが住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができるふれあいのまちづくりを目指すという目的で、事務局や地域活動コーディネーターの人件費相当額が交付される補助金である。

5 社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団（第6章）



（金額は百万円未満を切り捨て）

【団体の概要】

昭和 56 年に社会福祉法人としての設立認可を受けた。

設立目的は、「市と一体となって岐阜市社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与すること」である。

所管課は、福祉部福祉政策課である。

岐阜市が設置した社会福祉施設の受託経営を目的に設立されていることから、身体障がい者、知的障がい者、児童、高齢者を対象に福祉事業を実施している。現在は、直営 17 事業所、指定管理 15 事業所、受託 4 事業を経営、管理している。

事業として、老人デイサービス事業運営業務、寿松苑運営業務（養護老人ホーム）、就労支援施設運営業務、児童厚生施設管理運営業務、みやこ園管理運営業務、身体障害者センター運営業務、老人福祉センター管理運営業務を行っている。市から受注する指定管理者業務や委託契約業務の収入は、主要な収入源である。

平成 18 年までは、市の 100% 出資団体であった。しかし、平成 18 年から、

取得した不動産を基本財産とし、また、出資割合を考慮する上での資本金や基本金等に含めていることから、市の出資割合は、1 %を切る状態と把握されている。

【ヒト】

市職員OB 4 名が役員に就いており、職員 233 名のうち、市職員OB は 12 名である。

【モノ】

本部事務所は、岐阜市福祉健康センター内にある。

この事務所のほか、ワークサポートみやこ、ワークサポートあすなろ、ワークサポートあおやぎ、ワークサポートやないづ、みやこ障害者センター、サンフレンドみわ・障害者センター、サンフレンドうずら・障害者センター、白山デイサービスセンター、北デイサービスセンター、南デイサービスセンター、市橋デイサービスセンター、寿松苑デイサービスセンターは市の所有施設であり、寿松苑の敷地は市の所有地である。これらの施設を使用貸借しており、賃料は徴収されていない。本部事務所の使用について、平成 18 年度の包括外部監査においても指摘されているが、「公共的団体において、公用若しくは公用又は公益事業の用に供するとき」という条件に該当するということから、無償のままとなっている。

【カネ】

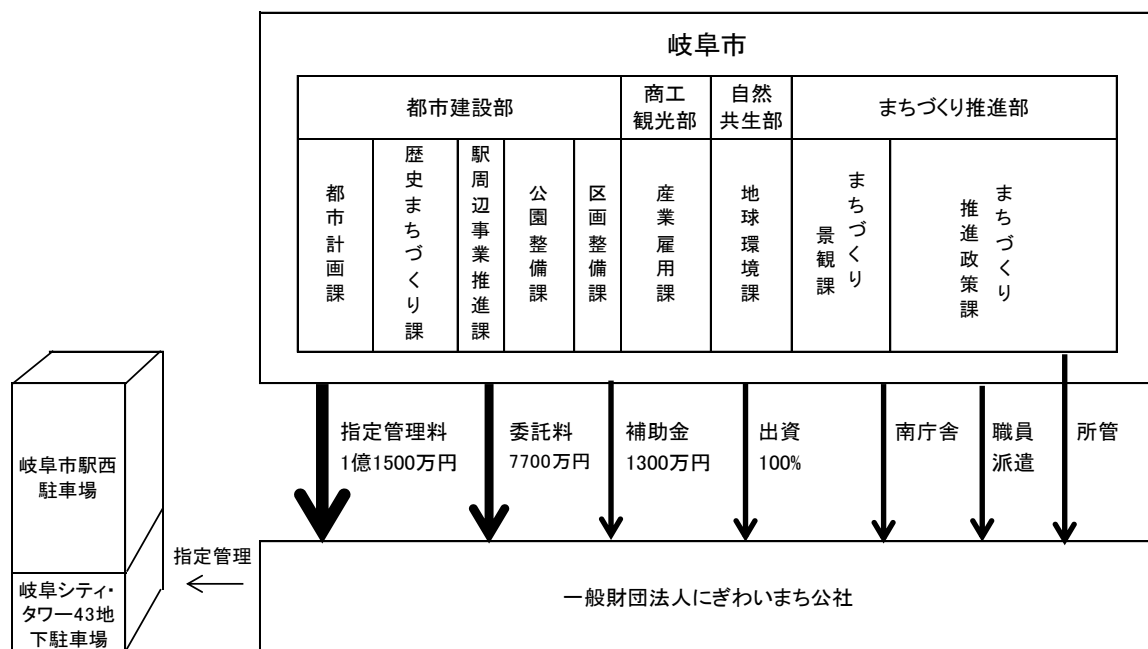
○指定管理

みやこ園、黒野児童館、東児童センター、西児童センター、日光児童センター、本郷児童センター、長森児童センター、サンフレンドみわ・児童センター、サンフレンドうずら・児童センター、柳津児童館、みやこ老人センター、和楽園、西部福祉会館、三楽園、柳津高齢者福祉センターの指定管理者となっている。近年、他の社会福祉法人やNPO 法人が、梅林児童館などの指定管理者となり、本団体が指定管理者となれない施設も増えつつある。

○委託

市（高齢福祉課、障がい福祉課、子ども家庭課）から、委託業務を受けている。

6 一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社（第7章）



（金額は百万円未満を切り捨て）

【団体の概要】

昭和43年に財団法人岐阜市開発公社として設立された。

設立目的は、豊かな個性あるまちづくりの実現及び市政の発展と市民の福祉増進に寄与することである。

所管課は、まちづくり推進部まちづくり推進政策課である。

主な業務は、市からの委託を受けて行うまちづくりに関する業務、市の施設の指定管理である。平成25年度でみると、総収入約2億2500万円のうち、市から支出されたのは、約2億0500万円（約91%）である。平成7年に土地開発公社が設立されるまで、土地の先行取得事業も行っていた。

【ヒト】

常勤役員（業務執行理事）は市職員OBであり、市職員4名が派遣職員として従事している。職員40名のうち、固有職員は2名のみである。

業務執行理事は土地開発公社の常務理事を兼務し、事務局長は土地開発公社の総務課長補佐を兼務している。

【モノ】

事務所は、岐阜市役所南庁舎内にある。
土地開発公社と事務所のスペースを共有している。

【カネ】

○指定管理料

平成 11 年の供用開始時から岐阜市駅西駐車場の管理委託を受けており、同施設に指定管理者制度が導入された平成 18 年度からは、同施設の指定管理者となっている。岐阜市駅西駐車場とつながる岐阜シティ・タワー43 地下駐車場も、指定管理者となっている。

この指定管理の事業費率が高いため、公益財団法人になることができていない。いずれも、利用料金制度が導入されていない。

3 度の指定管理者募集の際、公募による募集が行われたが、いずれも応募をしたのはにぎわいまち公社のみであった。

○委託料

平成 25 年度には 10 の委託を受けており、委託料金額が高い順でみると、景観まちづくり活動支援業務（約 2700 万円）、レンタサイクル業務（約 1300 万円）、中心商店街活性化推進業務（約 990 万円）、岐阜公園総合案内所運営業務（約 970 万円）、中心市街地活性化推進業務・柳ヶ瀬にぎわい創出業務（約 940 万円）などがある。

いずれの委託契約も、一者随意契約により行われている。

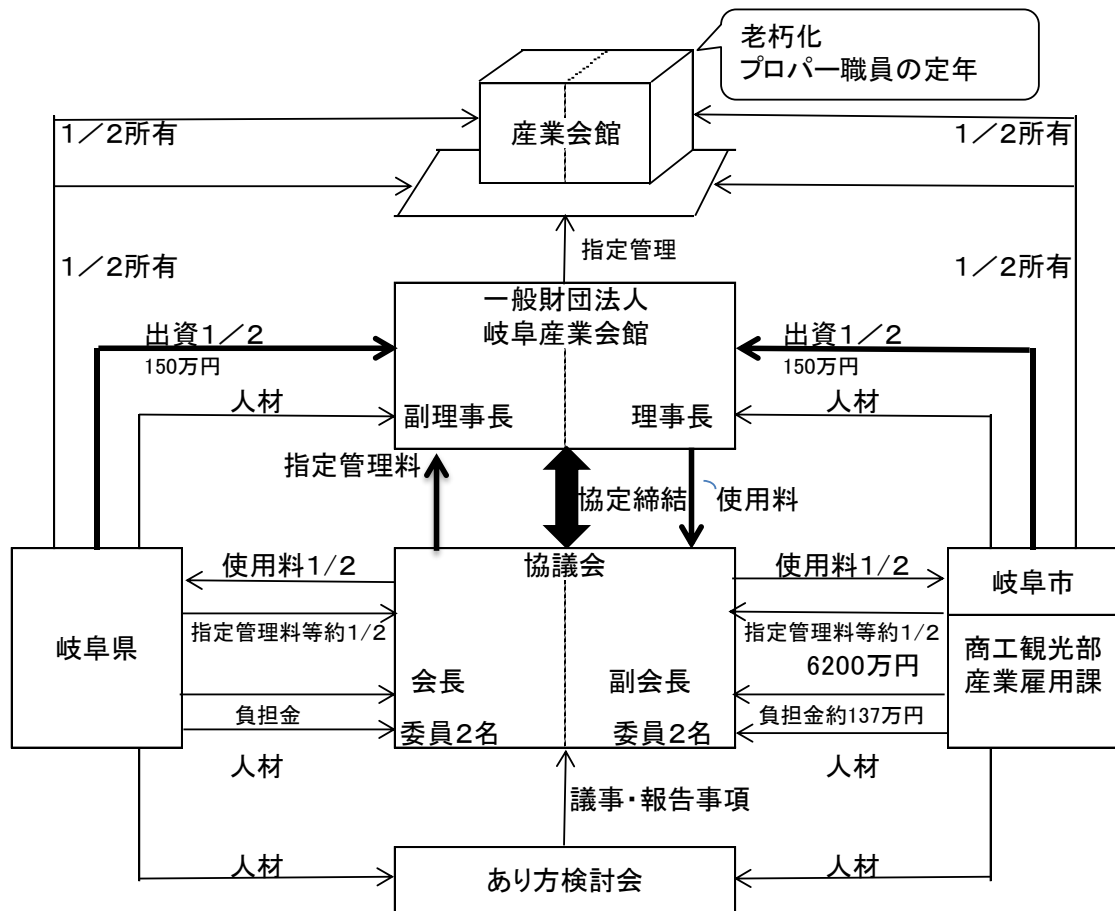
○補助金

「柳ヶ瀬あい愛ステーション」の運営を行っており、その経費について、中小企業振興補助金交付要綱に定める商店街情報拠点整備事業補助金の交付を受けている。

中小企業振興補助金交付要綱の定める補助金の目的は、中小企業団体の経営の近代化及び合理化を推進することであるのに対し、「柳ヶ瀬あい愛ステーション」の運営目的は、まちににぎわいを創出することであり、補助金の目的と対象事業の目的が整合していない。

総事業費約 2100 万円から職員の給料手当及び福利費と消費税分を除いた約 1400 万円のうち 1300 万円が補助金として交付されている。職員の給料手当及び福利費と消費税分並びに補助金を超える部分の経費は、実質的には、市からの委託料で賄われている。

7 一般財団法人岐阜産業会館（第7章）



（金額は 1000 万円以上のものにつき、百万円未満を切り捨て
／平成 26 年 3 月 31 日現在の残高を記載）

※表記について

本章においては、一般財団法人岐阜産業会館を「（一財）産業会館」と施設としての岐阜産業会館を「産業会館」と表記する。

【団体の概要】

昭和 45 年に財団法人岐阜産業会館として設立された。

「岐阜産業会館の運営管理をし、及び岐阜県の産業振興と文化の向上に寄与すること」を設立目的としている。

所管課は、商工観光部産業雇用課である。

主な業務は、産業会館の指定管理業務である。

【ヒト】

現在、産業会館の理事長は副市長であり、副理事長は県商工労働部長である。職員 5 名のうち、固有職員は 3 名である。

市と県は、設立当初より、岐阜産業会館運営管理協議会（以下「協議会」という）を設置し、産業会館の事務を共同して管理し、執行している。協議会は、市と県の名において、（一財）産業会館との基本協定を締結している。

会長は副知事が、副会長は副市長が就任しており、委員は、市及び県の職員が、各 2 名選任されている。議決の際、可否同数となった場合、議長の意見が通ることになる。

市と県は、年 3 回、産業会館の運営に関する事務担当会で会議を行い、協議会の議事及び報告事項について、協議している（産業会館のあり方検討会）。

【モノ】

事務所は、産業会館内にある。

【カネ】

市と県が出資しており、出資割合はそれぞれ 50% である。すなわち、（一財）産業会館は、市の外郭団体であると同時に、県の外郭団体でもある（敷地及び建物もそれぞれ、県と市の 1 / 2 ずつの共有）

設立時から産業会館の管理委託を受け、平成 18 年度からは、指定管理者となっている。

市と県で指定管理料その他費用を原則折半しており、（一財）産業会館からの使用料も折半している。

【組織・施設のあり方】

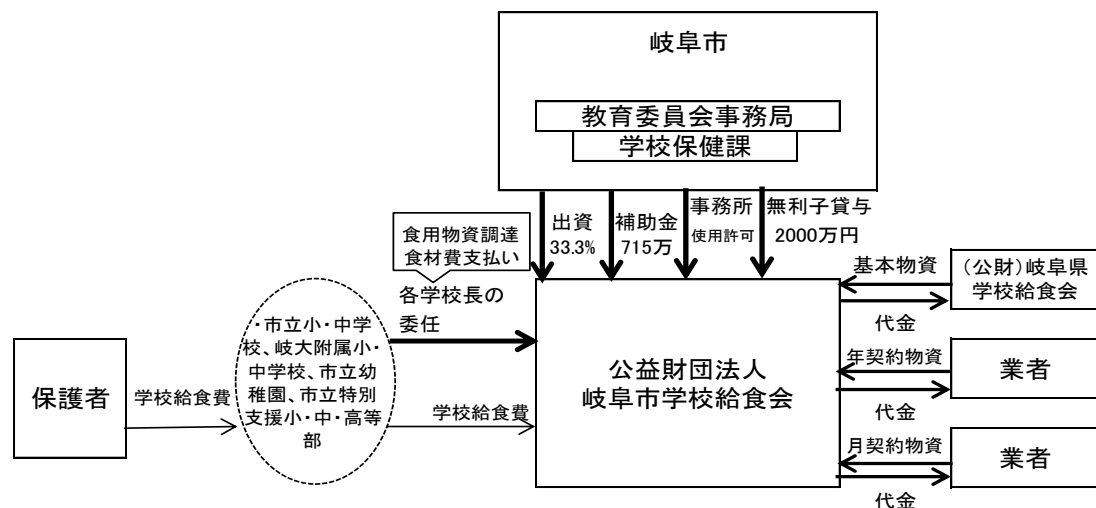
（一財）産業会館は、市と県が半分ずつ出資して設立した財団法人であり、それがゆえに、物事が進みにくい要因になっている可能性がある。指定管理についても、選定から評価に至るまで、市の指針からすれば例外的な扱いとなっている。固有職員の退職が迫っている。

また、産業会館は、登記簿上、昭和 45 年 8 月 6 日に新築された施設であり、既に築 44 年以上が経過している。平成 15 年度から文化ホールは使用休止となっているほか、老朽化のため、緊急性の高い箇所から毎年工事がなされている。平成 21 年度には、大規模な耐震補強工事が行われた。

施設の老朽化については、以前から問題になっており、協議会において、産業会館の維持管理及び建替えに関する検討がなされている。

毎年の市の負担を考えると、（一財）産業会館のあり方、そして、産業会館のあり方について、県と協議の上、結論を出す時期に来ている。

8 公益財団法人岐阜市学校給食会（第9章）



（金額は平成 26 年 3 月 31 日現在の残高を記載）

【団体の概要】

市立学校の給食物資の共同購入機関として、昭和 30 年に岐阜市学校給食会（任意団体）として設立され、昭和 45 年に、岐阜市内の全市立小中学校が加入した。平成 26 年 4 月に公益財団法人へ移行。

設立目的は、岐阜市内の市立小中学校等で学校教育活動の一環として行われている学校給食の円滑な実施及びその充実発展に務め、学校等における食育の推進を支援することにより、児童生徒の心身の健全な発達及び広く市民の健全な食生活の実現に寄与することである。

所管課は、教育委員会事務局学校保健課である。

事業内容は、学校給食の安定供給および安全に関する事業、学校給食の充実、食育支援に関する事業などである。

職員は、役員を兼ねる事務局長および固有の職員 4 名である。

学校給食の流れとしては、①給食費の算定②献立作成③給食用物資の決定④給食用物資の調達⑤入荷物資の検収及び納入⑥調理⑦喫食⑧食材費の徴収⑨業者への物資代金の支払いとなる。このうち、学校給食会は、③④⑤⑨を行っている。

給食用物資の調達方法は、食材の種類により 3 類型に分かれる。基本物資は、公益財団法人岐阜県学校給食会から購入する。年契約物資及び月契約物資は、3 年に 1 度業者を公募して登録し、前者は随意契約により、後者は入札により購入している。

【ヒト】

役員中、1名が市の現職職員である。評議員中、1名が現職職員、1名が市職員OBである。職員中、1名が市職員OBである。

【モノ】

本部事務所は、岐阜市所有の岐陽体育館内1階にある。同じく1階に公益財団法人教育文化振興事業団の本部事務所がある。

【カネ】

○学校給食法により、学校給食費は保護者負担となっている。平成25年度において、年間17億円を超える金額である。

○補助金

市から、学校給食会職員の人件費を対象として補助金が交付されている。学校給食会の委託事務費は、学校給食費から支払われているため、補助金の増減は、委託事務費に影響する。

○借入

毎年4月に、無利息で2000万円の貸付けを受けている。年度当初の学校給食費徴収と業者への支払いのタイムラグから必要とのことであり、6月には一括で返還される。

【学校給食費の徴収】

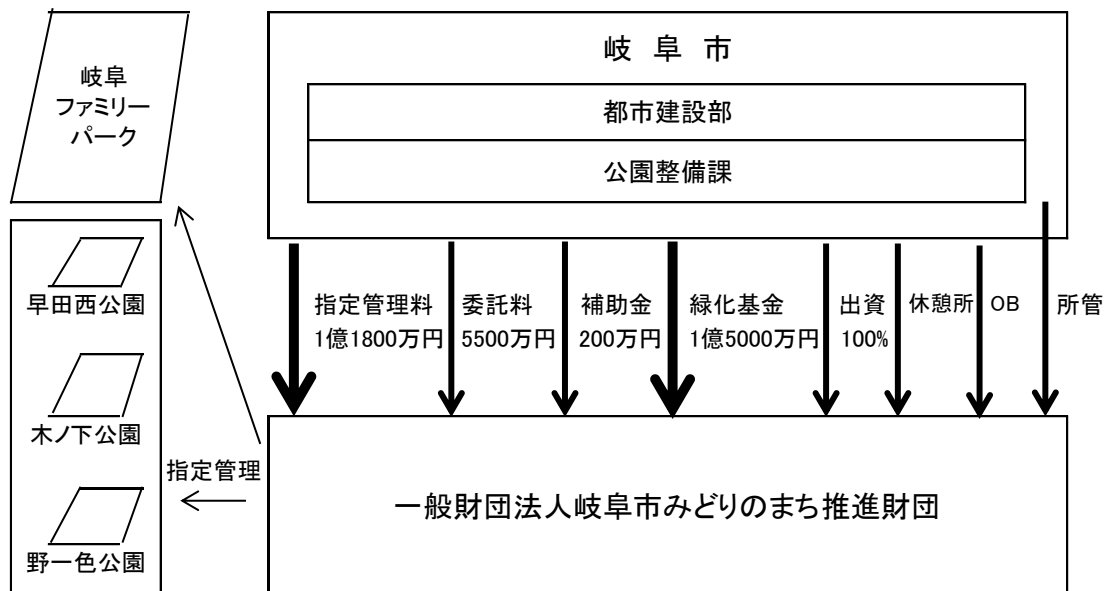
各学校長の責任の下、保護者から学校給食費を徴収し、学校給食会に振り込まれている。私会計で行われている。

学校給食費の未納がある場合でも、法的に徴収する手続はとられておらず、実際は、支払いをした保護者の学校給食費分で、提供した食材費（委託事務費を含む）が支払われている。また、学校給食費未納分の督促業務は各学校長にとって負担が大きい。

【検収】

学校給食会は、月契約物資についてはすべての食材を対象として抽出検査を行っている。

9 一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団（第 10 章）



（金額は百万円未満を切り捨て）

【団体の概要】

昭和 61 年に財団法人岐阜市公園協会として設立された。

設立目的は、緑化事業の推進に関わる知識の向上と愛護思想の普及、自然環境の保全並びに地域社会の健全な発展に寄与することである。

所管課は、都市建設部公園整備課である。

主な業務は、市からの委託を受けて行う業務、市の施設の指定管理である。

平成 25 年度でみると、総収入約 1 億 9400 万円のうち、市から支出されたのは、約 1 億 7600 万円（約 91%）である。

【ヒト】

常勤役員（常務理事）は市職員 O B であり、固有職員 3 名（兼常務理事含む）の全員が市職員 O B である。

【モノ】

事務所は、岐阜公園来園者休憩所内にある。

【カネ】

○基金

市から1億5000万円の緑化基金の出えんを受けており、平成25年度の貸借対照表によれば、緑化基金は約2億9700万円である。

○指定管理料

「岐阜ファミリーパーク」と「早田西公園・木ノ下公園・野一色公園」の指定管理者となっている。

平成20年3月に策定された「外郭団体の見直しの方向性」では、指定管理者の選考の結果により、あり方を判断する団体と位置付けられていたところ、平成21年度から岐阜ファミリーパークの指定管理者となったことにより、存続することとなっている。

指定管理の事業費割合が高いため、公益財団法人になることができていない。

○委託

以下の3つの委託を受けている。

「民有地緑化推進業務及び緑化啓発業務」

民有地緑化助成補助金交付事業やイベントなど

「公園管理業務及び使用料収納事務業務」

岐阜公園の休憩所や駐車場の管理など

「岐阜薬科大学薬草園施設管理業務」

いずれの委託契約も、一者随意契約により行われている。

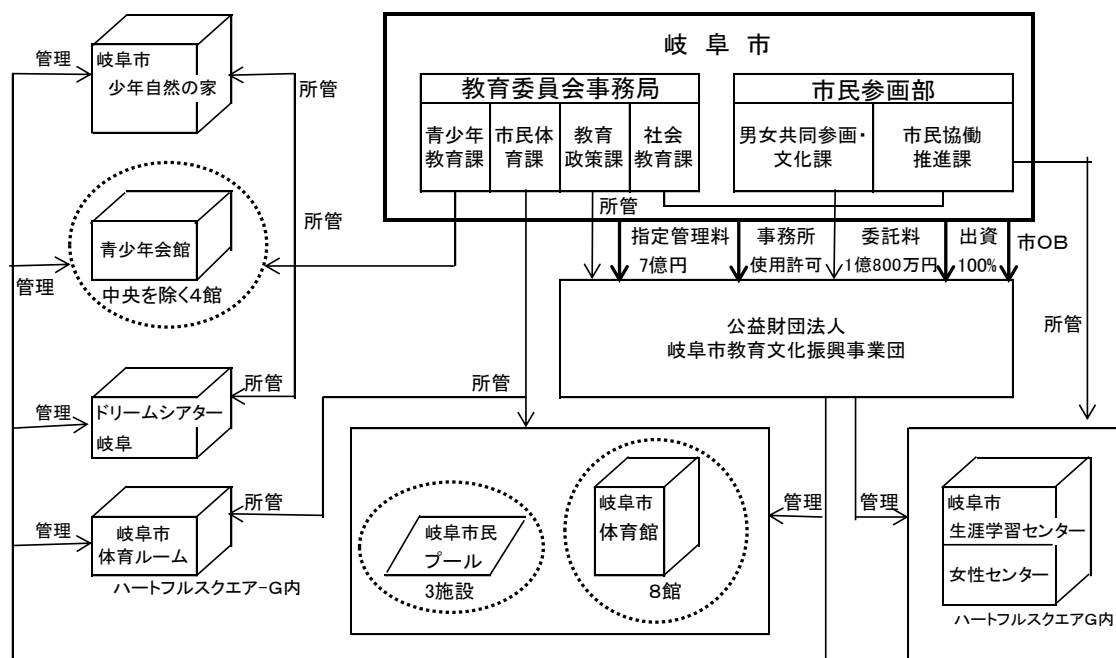
○補助金

「民有地緑化助成（補助金交付）事業補助金」の交付を受けている。

補助金交付要綱は存在しない。

この補助金と緑化基金の運用利益から、市民に対して民有地緑化助成補助金を交付している。

10 公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団（第 11 章）



（金額は百万円未満を切り捨て・平成 26 年 3 月 31 日現在の残高を記載）

【団体の概要】

昭和 63 年、財団法人岐阜市教育文化振興事業団として設立された。

設立目的は、教育、文化、スポーツ、生涯学習等の振興に資する事業を行い、地域と未来の活力を支える人づくりを推進し、生きがいとうるおいに満ちた創造性あふれるまちづくりに寄与することである。

所管課は、教育委員会事務局教育政策課である。

事業概要は、市民健康増進事業（岐阜市体育館・岐阜市民プール、岐阜市体育ルーム）、生涯学習・芸術文化推進事業（岐阜市生涯学習センター）、青少年自然体験活動事業（岐阜市少年自然の家）、埋蔵文化財調査事業、青少年・市民文化活動事業（ドリームシアター岐阜）、青少年健全育成事業（岐阜市青少年会館）、男女共同参画推進事業（岐阜市女性センター）である。

市の施設の指定管理、市からの委託事業が主な業務である。

【ヒト】

事業団の常勤職員は 121 名である。常勤職員のうち、市職員 O B は、35 名（うち 2 名は役員兼務）である。また、常勤役員 2 名は、市職員 O B である。

【モノ】

本部事務所は、岐阜市岐陽体育館内にある。同じ1階に学校給食会の本部事務所がある。

【カネ】

○出資

市は100%出資している。

○指定管理

設立後まもなく岐阜市少年自然の家の管理運営を受託開始し、受託施設を増やしてきた。指定管理者制度が導入された平成18年からは、岐阜市生涯学習センター/女性センター、岐阜市少年自然の家、岐阜市体育館/岐阜市民プール、岐阜市体育ルーム、ドリームシアター岐阜、青少年会館（中央青少年会館を除く、以下、同じ）、の19施設の指定管理者である。

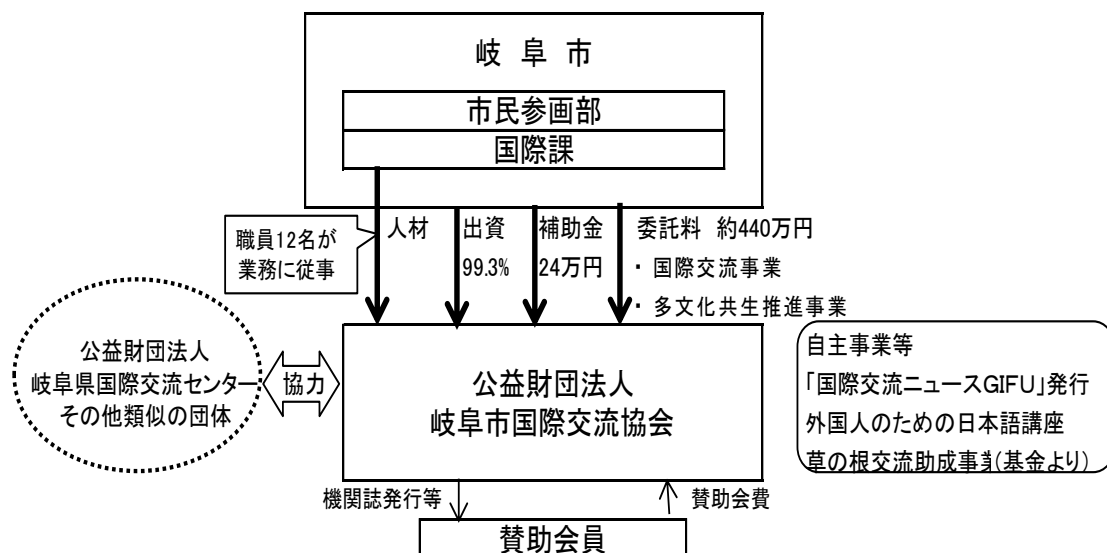
青少年会館、体育館/岐阜市民プールは公募であるが、岐阜市生涯学習センター/女性センター、岐阜市少年自然の家、岐阜市体育ルーム、ドリームシアター岐阜は非公募である。青少年会館4館、体育館8館プール3施設は、それぞれ一括で募集がされている。

平成24年度からの公募に対して、青少年会館の応募は事業団のみ、体育館/市民プールの応募は事業団を含む3団体だった。

○委託料

遺跡に関する調査業務（市内遺跡、岐阜城千畳敷遺跡、加納城趾発掘の3カ所）、スローライフぎふ事業、生涯学習によるまちづくり人材養成事業の委託を受けている。いずれも一者随意契約である。

11 公益財団法人岐阜市国際交流協会（第 12 章）



（金額は平成 26 年 3 月 31 日現在の残高で記載）

【団体の概要】

本協会は、多文化共生社会の推進と国際交流（国際協力を含む）活動の促進をめざした団体であり、平成 3 年に設立された。平成 24 年 4 月に公益財団法人へ移行した。

設立目的は、産業、経済、文化等幅広い分野の多文化共生社会の推進と、国際交流活動の促進を行い、もって我が国の国際化に対応したまちづくりと国際親善の発展に寄与することである。

所管課は、市民参画部国際課である。

業務は、多文化共生推進事業及び国際交流事業の実施、情報収集、これらに対する助成、活動への協力等である。

国際交流を目的とする団体として、公益財団法人岐阜県国際交流センターや県内各市町村の国際交流協会がある。これらの団体との連携に取り組んでいる。

事業として、市からの委託事業の他、「国際交流ニュース G I F U」の発行、外国人のための日本語講座の開催、草の根交流助成事業（市から拠出された基金が財源）などを行っている。

【ヒト】

役員、評議員はすべて非常勤である。固有の正規職員はおらず、岐阜市市民

参画部の職員 12 名が協会業務を兼務している。

平成 27 年 7 月にぎふメディアコスモスへの移転を目指しており、固有の職員の採用を検討している。

【モノ】

事務所は、「岐阜市役所内」である。

【カネ】

○出資

市は、100%に近い出資をしている。

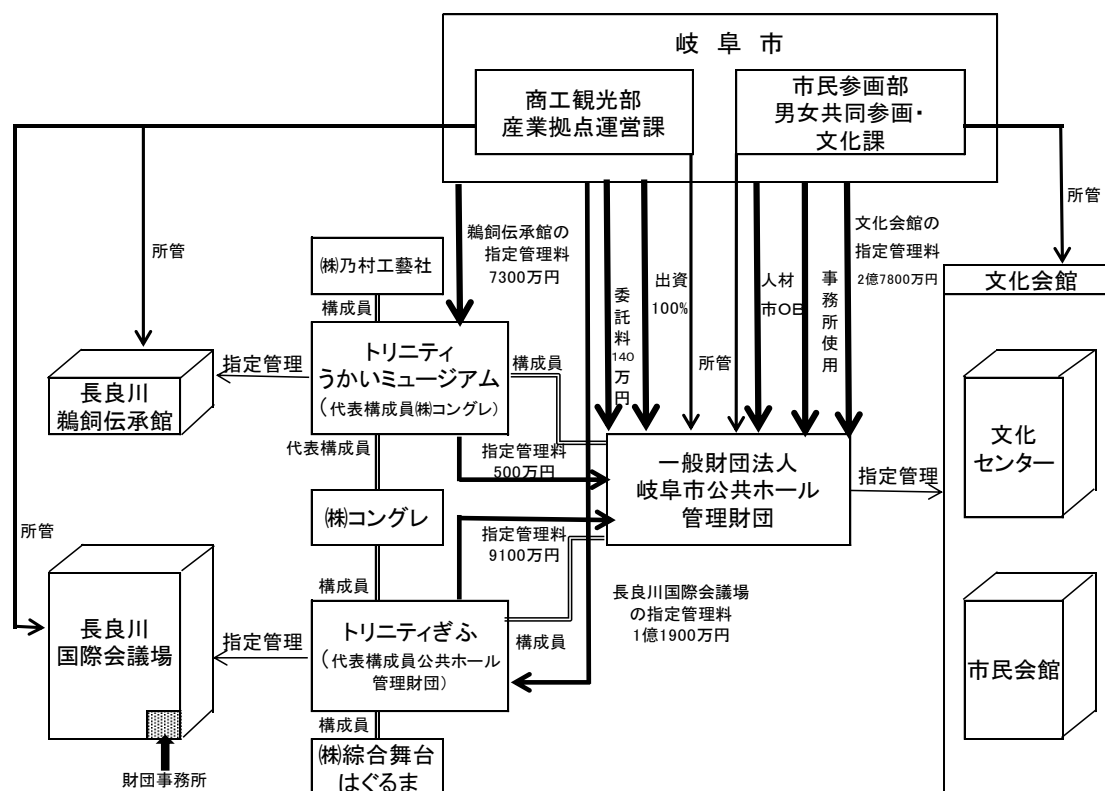
○補助金

市から協会に対して、「外国人のための日本語講座」事業に対する補助金が交付されている。

○委託料

平成 25 年度の委託料は、岐阜市国際交流・多文化共生推進事業業務委託に対するものであり、一者随意契約である。平成 25 年の実績では、未消化分が返還された。

12 一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団（第13章）



(金額は百万円未満を切り捨て・平成 26 年 3 月 31 日現在の残高を記載)

【団体の概要】

平成7年に長良川国際会議場が建設され、その管理運営のため、財団法人として設立された。

設立目的は、岐阜市から委託された長良川国際会議場、岐阜市文化センター及び岐阜市民会館等の施設管理及びこれらの施設を活用して各種イベント・コンベンションを実施することにより、「国際コンベンション都市岐阜」及び「文化都市岐阜」の実現に寄与することである。

財団の所管課は、商工観光部産業拠点運営課（以下「産業拠点運営課」という）と市民参画部男女共同参画・文化課（以下「男女共同参画・文化課」という）であり、岐阜市の外郭団体において、所管課が複数存在するのは、本財団だけである。

産業拠点運営課が長良川国際会議場及び長良川鶺鴒伝承館の、男女共同参画・文化課が、市民会館及び文化センターの所管課となっている。

【ヒト】

常勤役員の3名がいずれも市OBであり、職員42名のうち12名が市OB（うち3名役員と兼務）である。

【モノ】

事務所は、長良川国際会議場内にある。

【カネ】

○出資

市は、100%出資している。

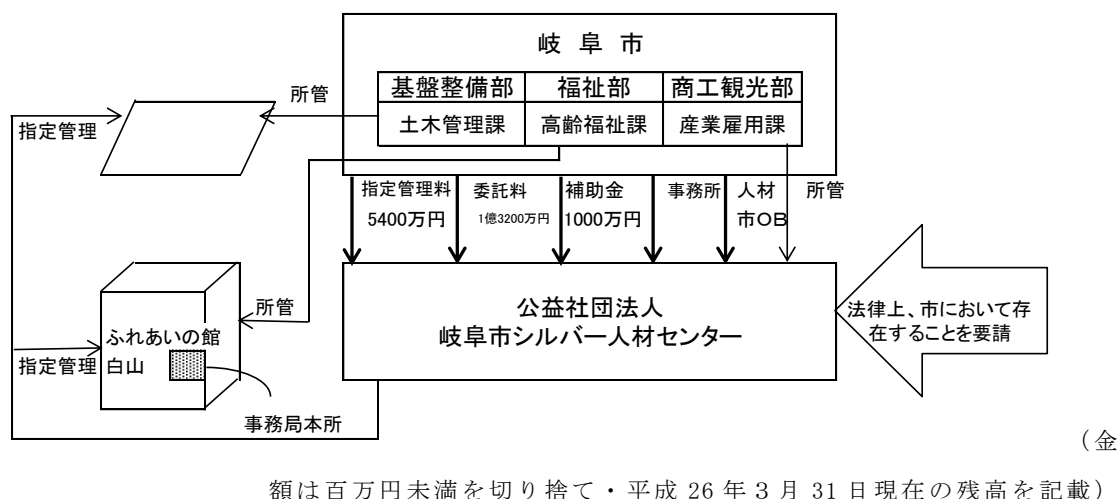
○指定管理料

市から、長良川国際会議場、岐阜市文化センター及び岐阜市民会館の委託管理を受け、指定管理制度が導入された平成18年度からは、これらの施設の指定管理者となっている。長良川国際会議場については、平成21年度から、財団が代表構成員であるコンソーシアムが指定管理者となっている。平成24年度からは、長良川鵜飼伝承館が建設され、財団が構成員であるコンソーシアムがその指定管理者となっている。

○委託料

文化会館における受託事業（アートパフォーマンス）を行っている。

13 公益社団法人岐阜市シルバー人材センター（第 14 章）



【団体の概要】

昭和 56 年に社団法人として設立。平成 25 年 4 月に、公益法人へ移行。

設立目的は、「定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与すること」である。

所管課は、商工観光部産業雇用課である。

事業概要として、高年齢者就業機会確保事業のほか、介護保険事業（訪問介護サービス事業、居宅介護支援事業）、シニアワークプログラム事業、一般労働者派遣事業を行っている。市から受注する指定管理者業務や委託契約業務は主要な収入源となっている。

【ヒト】

現職職員は関与なし。市職員 O B 3 名が役員に就いているが、職員 22 名には、市職員 O B はいない。

【モノ】

本部事務所は、市の所有するふれあいの館白山（岐阜市鶴田町三丁目 7 番地の 4）を無償貸与。平成 18 年度包括外部監査において指摘あり。

【カネ】

○指定管理料

本団体は、「ふれあいの館白山」と「自転車等駐車場管理業務（西岐阜駅）」の指定管理者となっている（平成 25 年度指定管理料合計 5483 万 9000 円）。「自転車等駐車場管理業務（西岐阜駅）」については、平成 26 年度、「特定の団体を指定することについて、市の政策的な方針に照らし、合理的理由がある場合」として、非公募により（それ以前は公募）、本団体が選定されている。

○委託料

本団体は、市から、特定随意契約により、多数の委託業務を受けている。特定随意契約は、市が公表しなければならないが、多数の契約のため、産業雇用課において把握しきれず、公表から漏れているものもあった。

○補助金

本団体は、市から、「公益社団法人岐阜市シルバー人材センター補助金」の交付を受けている。シルバー人材センターの円滑な運営を促進し、高齢者の職業生活の充実その他福祉の増進に資することを目的として交付する補助金である。岐阜市が補助金を拠出しなければ、国からの補助金も同様に拠出されない。そのため、補助金の支出が機械的になり、補助金が既得権益化されて、シルバー人材センターの自立を妨げるおそれがある。

【団体の特徴】

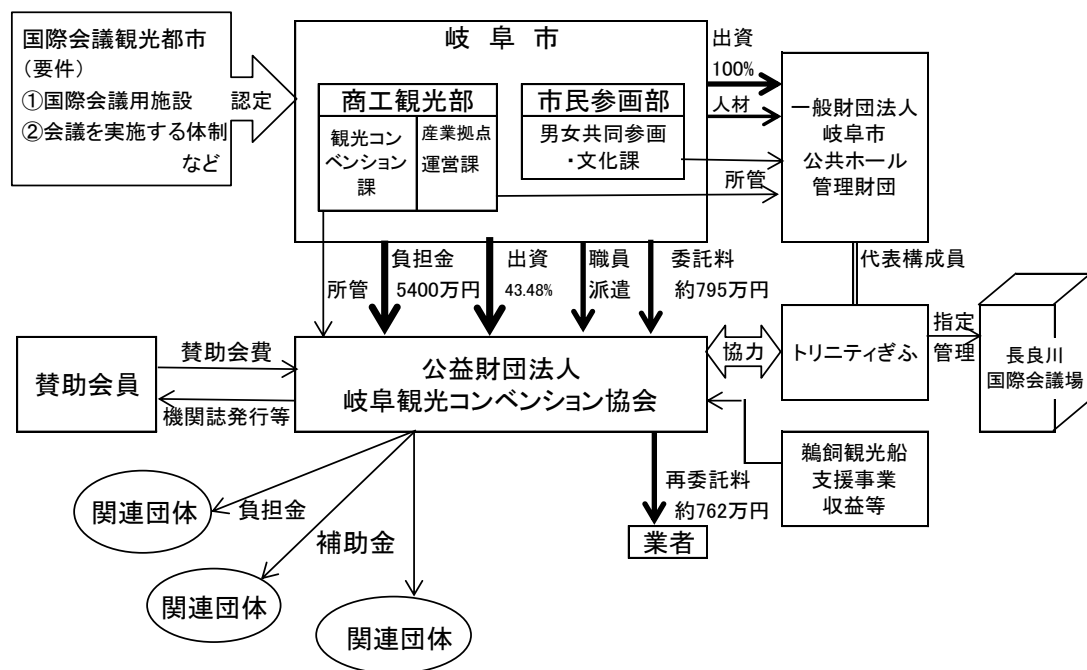
高齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条に基づく法人であり、法律上、存在することが要請されている法人である。

しかし、シルバー人材センターにおいて、雇用を求めるという需要は必ずしも多いとはいえず、自主自立的な経営が困難である。

シルバー人材センターは、市からの指定管理委託業務や特定随意契約を含む委託契約業務、補助金収入に依存している状態である。特に、特定随意契約により、多数の各委託契約担当課から委託業務を受けていることもあり、シルバー人材センターは、所管課のほか、指定管理担当課、委託契約担当課と多数の課と関わっている。そのため、市において、シルバー人材センターの情報を集約し、全体を把握することが困難となっている。

また、特定随意契約のように、シルバー人材センターであることから、一者随意契約を締結している契約が多数あり、契約手続の公平性・透明性の確保が課題である。

14 公益財団法人岐阜観光コンベンション協会（第 15 章）



（1000 万円以上のものにつき、金額は百万円未満を切り捨て
／平成 26 年 3 月 31 日現在の残高を記載）

【団体の概要】

平成元年、財団法人岐阜コンベンション・ビューローとして設立され、平成 14 年岐阜市観光協会と統合し、財団法人岐阜観光コンベンション協会に名称を変更、平成 25 年に公益法人に移行した。

設立目的は、岐阜市におけるコンベンション並びに観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に資することである。

所管課は、観光コンベンション課である。

業務は、コンベンション振興及び観光振興のための広報、宣伝、誘致及び受入れ、コンベンションの開催にかかる支援等多岐にわたる。

【ヒト】

市職員 O B が常勤役員に就いており、非常勤役員 11 名中 3 名及び評議員 11 名中 1 人が市職員併任、職員 10 名中市職員 3 名が常勤職員として派遣されており、市職員 O B は 1 名である。

【カネ】

○出資

市は、基本財産のおよそ 43%を出資している。

○負担金

市は、観光コンベンション協会に対し、岐阜観光コンベンション協会運営負担金を支払っている。年間 5300 万円。しかし、かかる負担金について、岐阜市補助金等交付規則の適用が無く、要綱も無い。

協会から、関連団体や実行委員会へ補助金や負担金が毎年支出されている。補助金については、岐阜市補助金等交付規則に準じた形で支出している。

○委託料

平成 2 年度から、市の委託により、随意契約にて J R 岐阜駅構内岐阜市観光案内所運営管理業務を委託している。平成 23 年度から平成 25 年度の 3 年間、委託料は同額である。

協会は、当該業務を一業者に再委託している。

15 指摘及び意見一覧表（第1章）

1 本監査における指摘及び意見の一覧は、「2」の一覧表記載のとおりである。

市に対するものと外郭団体に対するものがあり、指摘は合計 197 個、意見は合計 121 個である。本監査においては、市民に対する報告という観点から、判りやすさを重視し、「指摘」は「すべきである。」、意見は「望ましい。」という意味で用いている。

また、第2章 総論において、指摘及び意見を述べた部分につき、各論においても、必要に応じて、指摘及び意見を述べている部分があるので、その点ご留意いただきたい。

2 一覧表

右欄の頁数は、本報告書の頁数である。

番号	（課・団体）	指摘	意見	内 容	頁数
第2章 総論					
1	外郭団体所管課、監査課	○		出資割合について、早急に正しい解釈に統一すべきである。全ての所管課は、法解釈に照らし、出資割合を正しく把握しているかを確認すべきである。	43
2	市民参画政策課	○		早急に、岐阜市住民自治基本条例施行規則第2条（2）記載の「別に定めるもの」を定めるべきである。	44
3	行財政改革課	○		外郭団体等と表現するのではなく、13 団体が外郭団体であると明確に記載すべきである。	44
4	外郭団体所管課	○		経営改善指針に基づき、毎年度、外郭団体の現状を把握し、指針に基づき経営するように指導すべきである。	47
5	行財政改革課		○	時代の変化に応じて、経営改善指針自体を改定する必要があるか検証をすることが望ましい。	47
6	該当外郭団体所管課	○		経営基本情報調査票は、所管課の責任において、正確な情報を記載すべきである。	48
7	行財政改革課	○		正確な情報が提供されるような経営基本情報調査票を作成すべきである。	48
8	行財政改革課	○		見直しの方向性が、経営改善指針との関係、団体の現状や意向に照らし、有効に検討・実施される体制を構築すべきである。	49
9	行財政改革課		○	時代の変化に応じて、見直しの方向性自体を改定する必要があるか検証をすることが望ましい。	49

10	行財政改革課	○		所管課と外郭団体全体の意見交換会は、定期的に実施すべきである。そして、意見交換会でフォローが必要なことは、必ずフォローを実施すべきである。	50
11	人事課	○		早急に、外郭団体の所管根拠（行財政改革課も含む）を、岐阜市処務規則第3条及び岐阜市教育委員会事務局及び教育機関処務規則第2条に、全て明確に規定すべきである。	52
12	産業拠点運営課、男女共同参画・文化課	○		公共ホール管理財団においては、産業拠点運営課及び男女共同参画・文化課にて協議の上、所管にふさわしい課を1つ選択すべきである。	53
13	人事課		○	免除条例第2条第3号の「任命権者が定める場合」を具体化すべく、施行規則を設けることが望ましい。	55
14	観光コンベンション課、まちづくり推進政策課	○		派遣の適法性を担保するため、その根拠を記した資料を残しておくべきである。また、市が派遣職員の給与を支給することの適法性を担保するため、その根拠を記した資料を残しておくべきである。	56
15	人事課		○	派遣の手続きを規定した規則や要綱などを定め、適正な手続きを履践したことを記した資料を作成することが望ましい。	56
16	指定管理施設所管課	○		現在導入の各施設については、指定管理者制度の導入効果を検証した上で、指定管理者制度導入によって、本施設の設置目的が効果的に達成できているかを判断すべきである。 導入前の施設においては、これまでの市の直営の状況との比較において、指定管理者制度導入によって、本施設の設置目的が効果的に達成できるかを判断すべきである。	70
17	指定管理施設所管課	○		次期指定の際には、あくまで、公募で指定管理者を選定する方向で検討し、非公募にするのであれば、その要件の充足性を厳格に解釈すべきである。	71
18	行財政改革課、指定管理施設所管課		○	非公募で選定することを決定した場合、その理由の詳細を、ホームページ上に公開することが望ましい。	72
19	指定管理施設所管課	○		一施設一指定管理者を原則であることを明確に意識し、一括募集をする際には、「かえって市民サービスの低下につながるなどの合理的な理由がある場合」といえるかどうかを厳格に解釈すべきである。	72
20	指定管理施設所管課		○	一括募集することを決定した場合については、その理由の詳細について、ホームページ上に公開することを検討することが望ましい。	72

21	該当指定管理施設所管課		○	本施設の指定管理者制度において利用料金制度を導入しない理由があるのか検討し、利用料金制度の導入を積極的に検討することが望ましい。	73
22	指定管理施設所管課	○		次期指定管理者募集の際には、適切な算定となるような算定手順を作成し、それに従って算定し、その過程を記録し、明示しておくべきである。	73
23	行財政改革課		○	選定委員会要綱の収集・検証程度はすることが望ましい。	75
24	行財政改革課		○	利害関係に疑問が生じる立場の委員は、議事に加わらないように、その旨、基本方針に明記することが望ましい。	76
25	行財政改革課		○	選定委員会における発言内容の概要を含む議事録を、ホームページ上で公開し、透明性の高い評価手続を検討することが望ましい。	76
26	行財政改革課		○	評価項目ごと及び全体において、最低点を設定することが望ましい。	76
27	行財政改革課、指定管理施設所管課		○	募集段階では、5つの選定基準の配点だけでなく、評価項目ごとの配点を明示しておき、選定段階では、5つの選定基準の採点だけでなく、評価項目ごとの採点結果及び採点根拠を明らかにしておくことが望ましい。	76
28	行財政改革課、該当指定管理施設所管課		○	行財政改革課主導のもと、該当所管課において、外郭団体以外の団体が応募しなかったことについて原因分析をし、原因に応じた対応を検討することが望ましい。	77
29	行財政改革課		○	「市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体」という応募資格ではなく、「緊急時の速やかな対応など安定した管理運営が可能な団体」など、業者が応募に躊躇しないような応募資格とすることが望ましい。	77
30	該当外郭団体	○		再委託中の契約において、市による書面承諾を得ていないものについては、書面による再委託の承認を得るべきである。	78
31	該当指定管理施設所管課	○		今後、再委託契約を締結する場合については、市による予め書面承諾を徹底すべきである。	78
32	行財政改革課	○		再委託においては、委託契約書を添付させるなどして、属性・内容を確認の上、書面承諾をすることを検討すべきである。	78
33	行財政改革課		○	予め書面承諾について、事務取扱要領において、書面承諾書の様式を作成するなどして、所管による判断のばらつきが生じないよう指導することが望ましい。	79
34	行財政改革課		○	評価委員会規則・教育委員会評価委員会規則においても、利	80

			害関係人の除外についての規定を設けることが望ましい。また、選定委員会と同様に、評価委員に、利害関係がないことの誓約書を提出させ、利害関係の有無について、強く意識を持たせることが望ましい。	
35	行財政改革課		○ 利害関係に疑問が生じる立場の委員は、評価委員会の議事に加わらないように、その旨、基本方針に明記することが望ましい。	80
36	行財政改革課		○ 評価委員会における発言内容の概要を含む議事録を、ホームページ上で公開し、透明性の高い評価手続を検討することが望ましい。	80
37	指定管理施設所管課	○	所管課は、定期的に施設の現地調査に行くべきである。現場を訪問した際には、モニタリング指針の様式にある指定管理業務実地調査票などを利用して、モニタリングをした内容を確実に記録すべきである。	81
38	指定管理施設所管課	○	評価委員会においても、年2回開催という問題があるが、1年間に最低1度は現場を見るべきである。	81
39	行財政改革課	○	評価順序、評価方法に問題がないかを分析し、より効果的な評価方法がないか検討すべきである。	82
40	指定管理施設所管課	○	所管課の評価を評価委員会が適正に検討できるに足りるだけの評価根拠を記載することが望ましい。	82
41	指定管理施設所管課	○	評価の結果だけでなく、評価の根拠もホームページ上で公開することが望ましい。	83
42	該当指定管理施設所管課	○	業務日誌において、誰がどんな業務に従事していたのかという点についても記載させることが望ましい。	83
43	該当補助金交付所管課	○	補助金交付を継続的あるいは一般的に行う必要のない場合を除き、早急に補助金交付要綱を策定すべきである。	85
44	該当補助金交付所管課	○	要綱を定める必要がないと判断する場合には、行財政改革課に対し、その合理的な理由を、客観的資料をもって示すことが望ましい。	85
45	行財政改革課	○	補助金交付要綱を収集し、検証程度はすることが望ましい。	85
46	行財政改革課	○	負担金においても、補助金類似の性質のものは、規則など何らかのルールを策定することが望ましい。	85
47	該当委託契約所管課	○	設計何を必ず作成すべきである。	89
48	契約課	○	契約事務の流れを遵守するように、所管課に徹底させるべきである。	89

49	契約課		○	随意契約ガイドラインの適用については、所管課において判断が区々にならないように、判断基準を統一させることが望ましい。	89
50	契約課		○	ホームページ上で随意契約ガイドラインについて、公開することが望ましい。	90
51	契約課		○	契約規則第 29 条第 2 項を、「・・・いずれかに該当する場合においては、この限りではない」と改定することが望ましい。	90
52	契約課	○		見積書には、内訳明細を付記させるべきである。	90
53	該当委託契約所管課	○		再委託契約締結の際には、事前承認を得るよう外郭団体に対し、徹底させるべきである。	91
54	該当外郭団体	○		外郭団体としても、市と密接に関連する団体であることから、契約違反をしないように徹底すべきである。	91
55	契約課	○		再委託の禁止という条項を設けるのであれば、再委託が原則として禁止されている、例外として再委託する場合は、再委託の承認書類を予め市に提出し、書面による市の事前承認を必要とする旨の条項とすべきである。指定管理者制度においては、事務取扱要領にて、協定書の様式を定めているが、契約についても、事務取扱要領を作成するなどして、適切な契約書の書式を定めるべきである。	92
56	該当所管課	○		事業評価シートについては、必要かつ正確な情報を記載すべきである。	93
57	行財政改革課	○		事業評価シートについては、可能な限り正確に作成されるように研修を実施すべきである。	94
58	行財政改革課	○		適正な評価をして予算に反映できるように、事業評価シートの作成を要求する際には、何をもって一事業と捉えるか、その見直しを検討することも併せて、契約所管課に働きかけるべきである。	94
59	該当使用許可所管課 (みどりのまち推進財団については公園整備課)	○		行政財産の目的外使用の許可申請について正しい手続きをとるべきである。	97
60	管財課	○		管財課は、該当所管課に対し、適正な手続きをとるように指導すべきである。	97
61	管財課	○		公有財産規則を改定し、交付規則と同様、使用許可の基準や使用許可取消の要件として、暴力団排除条項を明記すべきで	100

				ある。	
62	使用許可所管課	○		使用許可の条件として、暴力団関係者ではないことを示す誓約書を提出させるべきである。	100
63	使用貸借所管課	○		使用貸借契約の相手方に対して（外郭団体を含む）、暴力団排除条項を明記すべきである。	100
64	補助金交付所管課	○		暴力団排除条項を導入した補助金交付申請書を用いるべきである。	101
65	委託契約所管課	○		外郭団体との委託契約を含めて、委託契約全般に、暴力団排除条項を導入するよう徹底すべきである。	102
66	外郭団体	○		再委託契約においても、委託契約書に、暴力団排除条項を導入すべきである。	103
67	指定管理施設所管課	○		再委託業者による暴力団等ではないことの誓約（暴力団排除条項を導入した契約書への署名押印）があることを、再委託承認の条件とすべきである。	103
68	指定管理施設所管課、 外郭団体	○		指定管理施設所管課と外郭団体は、暴力団排除条項を明記した利用申請書を作成し、利用すべきである。	104
69	外郭団体		○	暴力団等の反社会的勢力との関係遮断をホームページに明記することが望ましい。	105
70	外郭団体	○		補助事業のために契約する契約書等には、暴力団排除条項を導入することを徹底すべきである。	105
71	外郭団体	○		外郭団体が交付している補助金の申請については、補助金交付申請書に、暴力団排除条項を明記すべきである。	105
72	外郭団体	○		再委託契約においても、委託契約書に、暴力団排除条項を導入すべきである。	106
73	委託契約所管課	○		再委託業者による暴力団等ではないことの誓約（暴力団排除条項を導入した契約書への署名押印）があることを、再委託承認の条件とすべきである。	106
74	該当外郭団体	○		賛助会員については、賛助会員規程に暴力団排除条項を設けるとともに、加入申込書に暴力団でないことを表明させる条項を挿入するなど徹底すべきである。	106
75	該当外郭団体所管課	○		外郭団体に対し、賛助会員については、賛助会員規程に暴力団排除条項を設けるとともに、加入申込書に暴力団でないことを表明させる条項を挿入することを指導すべきである。	107
76	行財政改革課	○		市の外郭団体に対する関与が判る情報をホームページ上で積極的に公開すべきである。	108

77	該当指定管理施設所管課	○		指定管理施設の情報は、平成 18 年度の選定時からの情報を掲載すべきである。	108
78	外郭団体所管課、行財政改革課	○		外郭団体の情報公開が積極的になされているか、適切な時期になされているかなど、外郭団体所管課及び行財政改革課において、適切に関与すべきである。	108
79	行政課	○		文書取扱規則第 37 条に基づき、必要なときに必要な文書が素早く取り出せるように、適切に文書分類を行い、保管するよう指導・徹底すべきである。	109
80	該当外郭団体	○		外郭団体は、経営改善指針に従って経営すべきである。経営改善指針を遵守すべきであるのに遵守されていない事項があった該当外郭団体については、その原因を分析し、改善を図るべきである。	110
81	該当外郭団体		○	会計基準の変更があったとしても、できる限り遡及して修正し、最低でも過去 3 年分の事業報告や決算書を掲載することが望ましい。	111
82	該当外郭団体	○		変更登記が遅延した原因を分析した上で、今後は、法律に適合する形で変更登記をすべきである。	112
83	措置実施所管課、行政課	○		措置状況については、指摘・意見との対応において記載が適切か、記載のとおり措置を講じているかを、措置実施所管課だけではなく、行政課において、必ず検証すべきである。	112
84	措置実施所管課	○		外部監査人からの指摘・意見を最大限に活かす体制を構築すべきである。	113
85	行政課	○		ホームページ上で、措置状況の経過まで公開すべきである。	113
第 3 章 特別法人岐阜市土地開発公社					
86	財政課		○	岐阜市土地開発基金条例に公社への貸付根拠の追加を検討することが望ましい。	121
87	土地開発公社	○		今後も土地を使用させるのであれば、契約関係を書類上で明確にすべきである。	124
88	土地開発公社		○	植木が植えられている土地につき、現状のまま使用させてよいかを検討することが望ましい。	125
89	土地開発公社	○		公社が保有する土地で貸付可能な土地については、借り手を見つける努力をすべきである。	125
90	ぎふメディアコスモス開設準備課、管財課、土地開発公社	○		市が公社から借り受け使用している土地につき、無償とすべきである。	126

91	管財課、土地開発公社	○		公社の存続を前提に考えるのであれば、プロパー職員を廃止するなどし、公社の支出の大半を占める人件費の抑制・削減を早急に実施すべきである。	130
92	管財課、土地開発公社		○	県の土地開発公社の利用、市としての独自の動きができる公社のメリットも考慮し、総合的に公社の存廃について再検討することが望ましい。	131
第4章 特殊法人岐阜市信用保証協会					
93	信用保証協会		○	定款の定めるとおり理事に学識経験者を選任することが望ましい。定款に再任の上限設定を検討することが望ましい。	135
94	信用保証協会		○	基金準備金の増加により基本財産を増加することができるように、健全な経営による利益確保に努めることが望ましい。	137
95	信用保証協会		○	人件費・業務費の削減や代位弁済の発生率の削減による収益性向上に取り組むことが望ましい。 また、新事務所を有効利用し、営業力強化に努めることが望ましい。	146
96	産業雇用課、信用保証協会	○		より効果的な新規申込先の開拓を行うべきである。	147
97	信用保証協会		○	保証債務残高に対して代位弁済発生率の高い保証制度の見直しをすることが望ましい。	150
98	信用保証協会		○	「倒産関連保証」等において高い代位弁済率となっているため、その理由について事業報告書等に記載することが望ましい。	150
99	信用保証協会		○	C R D区分下位の保証申込における、より慎重な審査を行うことが望ましい。	151
100	信用保証協会		○	より効率的な求償権の回収に努めることが望ましい。 サービスの回収率向上のため指導・監督を強化することが望ましい。	153
101	産業雇用課	○		出えん金を削減すべきである。	155
102	産業雇用課		○	預託金制度の有用性について再検討することが望ましい。	155
103	産業雇用課、信用保証協会		○	市信用保証協会の経営状況を毎年確認することに加え、市信用保証協会と県信用保証協会を比較検討する客観的な指標を作成して、双方の実績を定期的に比較・検討することが望ましい。	156
第5章 社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会					
104	福祉政策課、社会福祉	○		理事長が常勤でないことは、経営改善指針に反していないの	162

	協議会			かを検討すべきである。 整合性が取れないのであれば、福祉政策課は、協議会に対し、 常任の会長を選任するように指導をすべきである。	
105	福祉政策課、監査課		○	社会福祉推進基金及び福祉ボランティア基金が、「出資」に該 当しないかを検討することが望ましい。	164
106	福祉政策課		○	岐阜市民生委員・児童委員協議会副会長及び岐阜市老人クラ ブ連合会副会長は、指定管理者選定委員会の議事に加わらな いことが望ましい。	165
107	福祉政策課	○		指定管理者施設所管課も、現場視察によるモニタリングを徹 底すべきである。	166
108	福祉政策課	○		評価委員会も、少なくとも1年に1回は、現場で、会議を開 くなどして、現場におけるモニタリングを重視すべきである。	167
109	福祉政策課		○	岐阜市民生委員・児童委員協議会副会長及び老人クラブ連合 会副会長は、指定管理者評価委員会の議事に加わらないこと が望ましい。	168
110	福祉政策課	○		補助対象や人件費及び運営費の算定方法について、補助金要 綱において、明確に規定すべきである。	169
111	福祉政策課	○		本当に補助金が必要なのか、収支計算書などの資料をもとに 検討すべきである。	170
112	社会福祉協議会	○		明確な基準もなく、繰越金を移動させて、介護サービス事業 運営積立金とするようなことは、避けるべきである。	171
113	福祉政策課	○		事業報告書の提出日を遡らせるべきではない。仮に、受付印 の日付の誤りであるならば、訂正についても、誤った受付印 を二重線で削除し、正しい受付印を押すべきである。	171
114	福祉政策課	○		補助金要綱を定めて、人件費を対象とすること、人件費の算 定方法について、明確に規定すべきである。	173
115	高齢福祉課	○		高齢福祉課において、記載方法を正しく統一すべきである。 事業評価シートの作成に関する指導・研修を行い、人件費な ど正確な記載方法を周知すべきである。	173
116	高齢福祉課		○	現在の業務日報について、業務の具体的内容や活動時間につ いて、より詳細にすることが望ましい。	174
117	高齢福祉課	○		アンケート等により、イベント内容に対する地域住民の感想 を把握すべきである。	174
118	障がい福祉課	○		社会福祉協議会の福祉の店と社会福祉事業団の福祉ショップ が、委託主体及び対象や目的の一部異なる事業であることか	181

				ら、事業評価シートは別々に作成すべきである。	
119	社会福祉協議会	○		貸付金について、貸し倒れ等の処理ができるよう、債権管理 規程などを設けるべきである。また、規定どおりに一括返済 させるか、支障があるのであれば規定を変更すべきである。	185
120	社会福祉協議会		○	被後見人の財産等から報酬が見込めない案件を中心に、法人 後見業務の積極化を図ることが望ましい。成年後見利用支援 事業など、市町村からの援助を受ける制度を利用することが 望ましい。	185
121	福祉政策課、健康政策 課、柳津地域振興事務 所地域振興総務課	○		具体的に無償貸付の要件を満たしている事情が判明しない限 り、賃料を徴収する（有償にする）ことを検討すべきである。	186
122	健康政策課	○		協議会南部センターについては、公有財産台帳上、行政財産 から普通財産に登録を変更すべきである。	187
123	指導監査課	○		チェックリストを用いて、監査結果報告書等に添付し、残す ような使い方を検討し、どの点が適切、不適切だったのかを 確認して指摘したのか、確実に記録に残すように課内で徹底 すべきである。	188
124	指導監査課、社会福祉 協議会	○		協議会は、経理規程に基づき、貸借関係の元帳（紙ベース） を作成すべきである。指導監査課も、紙ベースによる元帳の 作成を指導すべきである。	188
第 6 章 社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団					
125	社会福祉事業団		○	今後、事業団は、理事等と評議員を兼ねるような人事は避け ることが望ましい。	196
126	福祉政策課、監査課	○		福祉政策課と監査課との間で、出資割合について、統一的な 見解を出すべきである。	197
127	福祉政策課、子ども家 庭課		○	サンフレンドうずら（児童センター）、サンフレンドみわ（児 童センター）について、今後は、公募による選定をすること が望ましい。	203
128	福祉政策課		○	岐阜市民生委員・児童委員協議会副会長及び岐阜市老人クラ ブ連合会副会長は、指定管理者選定委員会の議事に加わらな いことが望ましい。	204
129	高齢福祉課	○		指定管理施設所管課も、現場視察によるモニタリングを徹底 すべきである。	206
130	福祉政策課、高齢福祉 課	○		評価委員会も、少なくとも 1 年に 1 回は、現場で、会議を開 くなどして、現場におけるモニタリングを重視すべきである。	206

131	子ども家庭課	○		指定管理施設所管課自身（子ども家庭課）も、モニタリングに専念した指定管理の現場を訪問（調査）する機会を設けた上で、モニタリングを徹底すべきである。	207
132	福祉政策課、子ども家庭課	○		評価委員会も、現場で、少なくとも、1年に1回は、評価会議を開くなどして、現場のモニタリングを重視するべきである。	209
133	福祉政策課		○	岐阜市民生委員・児童委員協議会副会長及び老人クラブ連合会副会長は、評価委員会の議事に加わらないことが望ましい。	209
134	障がい福祉課	○		社会福祉協議会の福祉の店と社会福祉事業団の福祉ショップについて、事業評価シートは別々に作成するべきである。	211
135	福祉政策課	○		具体的に無償貸付の要件を満たしている事情が判明しない限り、賃料を徴収する（有償にする）ことを検討すべきである。	222
136	指導監査課	○		チェックリストを用いて、監査結果報告書等に添付し、残すような使い方を検討し、どの点が適切、不適切だったのかを確認して指摘したのか、確実に記録に残すように課内で徹底するべきである。	224
137	社会福祉事業団		○	決算賞与として夏期冬期の賞与に上乗せして支払われる金額のみを賞与引当金として計上する方法は、見直しをすることが望ましい。 決算賞与を支払うこと自体に問題がないかについても、検討することが望ましい。	224
138	福祉政策課、社会福祉事業団		○	将来的には、合併等で整理することが望ましい。	225
第7章 一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社					
139	都市計画課	○		本施設の指定管理者制度において利用料金制度を導入しない理由について、基本方針に従った理由で説明すべきである。	230
140	都市計画課		○	市直営と指定管理者制度のいずれが本施設の設置目的を達成できるかということについて、検討することが望ましい。	230
141	まちづくり景観課	○		その業務を市が行うことの是非、業務を市が自ら行うのか委託に出すのかの選択、委託先の選定方法、委託する業務内容を検討するためにも、仕様書を作成すべきである。	233
142	まちづくり景観課	○		公社が景観整備機構であることを一者随意契約の理由にするのであれば、それが理由として成り立つ業務のみを委託すべきである。	233
143	まちづくり景観課		○	委託の目的を明確にし、その目的と業務内容との関係性を厳	234

				密に検討した上で、委託の発注を決めることが望ましい。	
144	まちづくり景観課	○		措置状況報告書に記載した事実は、その存在が確認できるだけの資料を作成すべきである。	235
145	まちづくり景観課	○		一者随意契約理由書を正確に記載すべきである。	236
146	まちづくり景観課	○		本委託業務の遂行に必要な人件費のみ、委託料として支出すべきである。	236
147	まちづくり景観課		○	精算の結果を踏まえて、適正な契約金額を算定することが望ましい。	236
148	まちづくり景観課	○		委託の目的と委託内容を明確にした上で、事業評価シートに記載すべきことを適切に記載すべきである。	237
149	まちづくり推進政策課	○		仕様書に添付された資料に委託先を記載すべきではない。	238
150	まちづくり推進政策課	○		公社に一者随意契約理由で委託する理由が不十分である。一者随意契約理由として成り立つ理由を記載すべきである。	238
151	まちづくり推進政策課	○		予定よりも事業経費が減ったにもかかわらず法人会計が増えたことについて、その内訳や理由が分かる資料を添付させた上で精算をすべきである。	240
152	まちづくり推進政策課	○		中心市街地活性化推進業務と柳ヶ瀬にぎわい創出業務とは、別々の事業と捉え、事業評価シートもそれぞれ作成すべきである。	241
153	まちづくり推進政策課	○		中心市街地活性化推進業務の中にも、性格の異なる業務内容が3つあることから、事業評価シートは、1つであるとしても、それぞれの業務内容の詳細な分析を行った上で作成すべきである。	241
154	まちづくり推進政策課	○		事業評価シートを記載するにあたっては、委託の目的に照らしながら、具体的な根拠を示して記載すべきである。	241
155	まちづくり推進政策課	○		公社に一者随意契約理由で委託する理由が不十分である。一者随意契約理由として成り立つ理由を記載すべきである。	242
156	まちづくり推進政策課	○		予定よりも事業経費が減ったにもかかわらず法人会計が増えたことについて、その内訳や理由が分かる資料を添付させた上で精算をすべきである。	244
157	区画整理課		○	仕様書の記載は、より具体的に記載することが望ましい。	245
158	区画整理課		○	一者随意契約が適正であることの理由とまではなっていない。もう少し説得的な理由を記載することが望ましい。	245
159	区画整理課		○	どのような根拠をもって積算が適正であるとしたのかの説明	246

				になるような記載をすることが望ましい。	
160	区画整理課	○		契約締結時の委託料の内訳と整合する予算執行計画書と予算 執行状況報告書を作成し、その内訳や理由が確認できる資料 を添付させた上で精算をすべきである。	246
161	歴史まちづくり課	○		委託の是非などを検討するためにも仕様書を作成すべきであ る。	247
162	歴史まちづくり課	○		公社に一者随意契約理由で委託する理由が不十分である。一 者随意契約理由として成り立つ理由を記載すべきである。	247
163	歴史まちづくり課	○		平成 16 年度の包括外部監査の結果報告書における指摘事項 に留意した対応がなされているとはいえない。	247
164	歴史まちづくり課	○		事業の目的がどれだけ達成されたのかが評価の対象であるこ とを意識して、事業評価の重要性を再認識し、適切に事業評 価すべきである。	248
165	歴史まちづくり課	○		公社に一者随意契約理由で委託する理由が不十分である。一 者随意契約理由として成り立つ理由を記載すべきである。	249
166	歴史まちづくり課	○		利用件数と事業の目的がどれだけ達成されたのかは別の問題 であることを意識して、事業評価の重要性を再認識し、適切 に事業評価すべきである。	250
167	公園整備課	○		公社に一者随意契約理由で委託する理由が不十分である。一 者随意契約理由として成り立つ理由を記載すべきである。	251
168	公園整備課、にぎわい まち公社		○	常に 2 名以上を岐阜公園総合案内所に配置する必要性を検証 することが望ましい。	252
169	産業雇用課	○		当該補助金の目的に適った補助金交付要綱を策定するなどす べきである。	253
170	産業雇用課		○	補助金交付要綱に補助金の上限を定めることが望ましい。	254
171	産業雇用課		○	「柳ヶ瀬あい愛ステーション」の存在意義から遡って、今後、 所管を商工観光部のままにするのか、まちづくり推進部に移 すのか、公社の自主運営のままにするのか、運営を委託する のかなどといった運営のあり方を検討することが望ましい。	254
第 8 章 一般財団法人岐阜産業会館					
172	産業雇用課		○	岐阜産業会館運営管理協議会の組織構成・決議方法につき、 県とも協議の上、組織に外部委員を加えることや、重要事項 については議決要件の加重をするなど、具体的な対応を検討 することが望ましい。	258
173	産業雇用課、産業会館		○	産業会館の理事長を副市長とする運用の変更を検討すること	259

				が望ましい。	
174	産業雇用課		○	市民に対して、疑義を生じさせないように、あり方検討会の協議の経過を書面に残しておくことが望ましい。	259
175	産業会館		○	定款の目的を、「岐阜県及び岐阜市の産業の振興・・・」とすることを検討することが望ましい。	260
176	産業雇用課	○		事業評価シートには、正確な情報を記載すべきである。	261
177	産業雇用課		○	施設を存続させる場合、文化ホールを改修せずに休止した状態のままでよいとは思われず、今後の方向性について再検討することが望ましい。	262
178	産業雇用課、産業会館		○	産業会館は、独自の給与体系を導入することが望ましい。産業雇用課としても、県及び産業会館に対し、独自の給与体系導入についての理解を求めていくことが望ましい。	263
179	産業雇用課		○	施設存続を決定し、施設の大改修工事を行うこととなった場合には、公募による選定を検討することが望ましい。	265
180	産業雇用課	○		評価員会議の評価につき、評価根拠の記載を求めるなど、評価方法を改善すべきである。	266
181	産業雇用課、産業会館		○	再委託について、県と産業会館の三者で協議し、少しでも削減効果が現れるような契約方法を考えることが望ましい。	267
182	産業雇用課、産業会館	○		産業会館は、適時の情報発信を徹底すべきである。産業雇用課は、適時の情報発信を徹底するよう指導すべきである。	267
183	産業雇用課、産業会館		○	次期指定期間（平成 29 年度）までに、産業会館の組織としての在り方につき、解散も視野に入れて、県と協議し、検討することが望ましい。	268
184	産業雇用課、産業会館		○	施設のあり方について、県と協議の上、可能な限り早期に最終的な結論を出すことが望ましい。	270
第 9 章 公益財団法人岐阜市学校給食会					
185	学校保健課	○		補助金対象経費の算定の内規を給食会に周知すべきである。	279
186	学校保健課		○	学校給食費に含まれる委託事務費と補助金との関係を認識し、補助金の算定方法が妥当であるか検討することが望ましい。	279
187	学校給食会		○	組織として必要と考える補助金交付申請額を決めることが望ましい。	280
188	学校保健課	○		監査意見の措置状況については、意見に対応した正確な事実記載をすべきである。	280
189	学校保健課		○	給食会の貸付金の運営状況の実態を把握し、岐阜市学校給食	282

				用物資購入資金貸付規則の改正も含め、改善策の検討をすることが望ましい。	
190	学校給食会		○	組織として必要と考える貸付額で貸付申請することが望ましい。規則上の上限額でも対応できないという事実があるのであれば、その実態を学校保険課に伝え、今後の貸付について、協議することが望ましい。	282
191	学校保健課	○		学校給食費の公会計導入を検討すべきである。	285
192	学校給食会	○		検収に関する規程を整備するなどして制度的な検収にすべきである。	286
193	学校保健課	○		学校保健課は、学校給食会の制度的な検収に向けて、積極的に指導すべきである。	287
194	学校保健課、学校給食会		○	完成した給食を試食し、児童・生徒の反応を聞く機会を持つことができる体制を構築することが望ましい。	287
195	学校給食会	○		早急に実態に即した諸規程を整備すべきである。	288
196	学校保健課	○		所管課として、給食会の諸規程整備について指導すべきである。	288
197	学校給食会	○		当座借越を現金預金と相殺せず、短期借入金として計上すべきである。	289
198	学校給食会	○		担保提供資産の注記をするべきである。	289
199	学校給食会	○		当座借越の借入利息の発生額を抑えるような資金繰りを行うべきである。	290
200	学校給食会	○		小口現金の管理規程を定めるなどして、適切に管理していく体制を早急に構築すべきである。	290
201	学校給食会	○		ホームページによる情報開示の重要性を認識し、事務分掌担当者を定め、正しい情報を適時・適切に更新し、市民に公開すべきである。	290
202	学校保健課	○		給食会の情報公開について検証を継続し、不適切であれば指導をすべきである。	291
第 10 章 一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団					
203	公園整備課	○		所管課の業務としてなすべき管理事項を定め、それに基づいて管理業務を遂行すべきである。また、その記録をしておくべきである。	294
204	公園整備課	○		民有地緑化助成補助事業補助金は廃止すべきである。	296
205	公園整備課	○		交付申請書に記載がないものに対し、補助金を交付すべきではない。	297

206	公園整備課	○		補助金交付の対象である補助金についてのみ、補助金の確定すべきである。	298
207	公園整備課	○		仕様書に委託先を記載すべきではない。	299
208	公園整備課	○		一つ一つの業務に分けて委託すべきである。	300
209	公園整備課	○		一者随意契約で委託する理由が不十分である。一つ一つの業務の性質や目的に照らし、一者随意契約の理由として成り立つ理由を記載すべきである。	300
210	公園整備課	○		各業務につき、委託料を払ってまで委託する必要があるのか、市が行えば足りるのではない、委託することによって無駄な経費がかかっているのではないといった委託の必要性・相当性を吟味した上で、委託すべきかどうかを検討すべきである。	300
211	公園整備課	○		前年の委託料が適切であったかどうかを検証しつつ積算するとともに、精査できるに足りるだけの内訳の記載された見積書を提出させ、毎年、適正な金額を委託料として定めるべきである。	301
212	公園整備課	○		委託業務ごとに、事業計画・予算書、事業実績報告・決算書を作成させ、委託契約書で定められた義務を履行させるべきである。	302
213	公園整備課	○		委託契約書に従って、委託料の精算手続を行うべきである。	303
214	公園整備課	○		事業評価シート作成の目的の実現に寄与する内容を記載すべきである。 事業評価できるような形で分けて業務を委託するか、個別具体的な業務ごとに事業評価すべきである。	303
215	公園整備課		○	一つ一つの業務をできる限り分けて委託することが望ましい。	305
216	公園整備課	○		財団に一者随意契約で委託する理由が不十分である。一つ一つの業務の性質や目的に照らし、一者随意契約の理由として成り立つ理由を記載すべきである。	305
217	公園整備課	○		市が臨時職員やアルバイトを使用して業務を遂行する場合と外部に業務委託する場合における有効性、効率性、経済性について検証し、委託すべきかどうかを検討すべきである。	305
218	公園整備課	○		梅林公園の管理業務の委託の仕方（仕様書の記載の仕方）と委託料の算定方法を検討すべきである。	306
219	公園整備課	○		財団に対して、岐阜公園来園者休憩所使用許可の手続をとら	307

				せるべきである。	
220	みどりのまち推進財団	○		財団は、市に対し、岐阜公園来園者休憩所使用許可の手続をとるべきである。	307
221	公園整備課	○		財団が自主事業として抹茶とお菓子の提供を営んでいる立礼茶席（華松軒）の部分については、使用料を徴収すべきである。財団が事務所として使用している2階部分については、使用料を徴収するのか免除するのか、いずれが正当であるかということについて十分に検討し、明確な手続きをとるべきである。	308
222	公園整備課	○		使用料を徴収すべきとの監査意見（平成19年度包括外部監査報告書）に対する措置状況報告書において、使用料を徴収しないという結論を維持していることについての明確な回答をせず、その理由も明らかにしていない。明確な回答をすべきである。	308
223	公園整備課	○		前年の委託料が適切であったのかどうかを検証しつつ積算するとともに、精査できるに足りるだけの内訳の記載された見積書を提出させ、毎年、適正な積算をすべきである。	308
224	公園整備課	○		委託業務ごとに、事業計画・予算書、事業実績報告・決算書を作成させ、委託契約書で定められた義務を履行させるべきである。	309
225	公園整備課	○		精算手続を行うべきである。	309
226	公園整備課	○		事業評価シートを使用せずに評価する事務事業に該当しない。事業評価シートを作成すべきである。	309
227	公園整備課	○		委託の所管でないとしても、岐阜薬科大学薬草園施設管理業務についても内容を把握しておくべきである。	310
228	薬科大学事務局庶務会計課	○		財団へ一者随意契約で委託する理由が不十分である。一者随意契約の理由として成り立つ理由を記載すべきである。	310
229	薬科大学事務局庶務会計課	○		前年の委託料が適切であったのかどうかを検証しつつ積算するとともに、精査できるに足りるだけの内訳の記載された見積書を提出させ、毎年、適正な金額を委託料として定めるべきである。	310
230	薬科大学事務局庶務会計課	○		委託契約書に精算、返還条項を入れ、実行すべきである。	311
231	薬科大学事務局庶務会計課	○		事業評価シートを使用せずに評価する事務事業に該当しない。事業評価シートを作成すべきである。	311

232	公園整備課	○		一施設ごとに指定管理者を募集すべきである。	314
233	公園整備課	○		所管課として、自主事業が適正に行われているかどうかもちェックすべきである。	315
234	公園整備課		○	指定管理の期間を終える平成 29 年度以降においても財団を存続させるのか否か、市にとっての財団の組織としてのあり方をどうしていくのかなどといったことについて、遅くとも平成 27 年度までには検討することが望ましい。	315
第 11 章 公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団					
235	教育政策課、教育文化振興事業団	○		公共ホール管理財団の意向も踏まえつつ、財団の所管課である産業拠点運営課及び男女共同参画・文化課との間で、合併協議を再開すべきである。	321
236	教育文化振興事業団		○	指定管理者の応募を市以外の県内公共団体に広げていく経営努力を継続・発展することが望ましい。	322
237	教育文化振興事業団		○	市民芸術文化・スポーツ基金は、「スポーツ基金」でもあるので、今後は、市民の健康増進などにも活用を検討することが望ましい。	323
238	市民協働推進課、男女共同参画・文化課		○	生涯学習センターのみでなく、女性センターの事業評価シートにおいても、施設の老朽化・大規模な修繕の必要性といった課題・問題点を記載し、両課の共通の認識であることを示しておくことが望ましい。	327
239	青少年教育課		○	一括募集は例外であることを明確に認識した上で、その可否を慎重に検討することが望ましい。	329
240	青少年教育課	○		青少年会館条例の目的、事業に沿う利用状況になるよう、具体的対策を講じるべきである。	331
241	教育文化振興事業団	○		個人利用者向けのアンケートの周知方法を工夫するなどして、個人利用者の声を聞くようにすべきである。	334
242	市民体育課	○		体育ルームの次期指定管理者募集の際は、公募とすべきである。	336
243	市民体育課		○	体育館・プールの次期指定管理者募集の際は、一括募集の可否・範囲について変更を検討することが望ましい。	339
244	教育政策課、青少年教育課、市民体育課	○		青少年会館 4 館と体育館 8 館及びプール 3 カ所のそれぞれについて、一施設ごとに指定管理運営状況シートを作成すべきである。	339
245	青少年教育課、市民体育課		○	定期的に、異動した備品のみでなく、全体をチェックすることが望ましい。	340

246	教育文化振興事業団		○	再委託先との一者随意契約理由に記載漏れがないよう、チェック体制を強化することが望ましい。	340
247	社会教育課	○		容易に判明する誤りを訂正できるよう、決裁の手続を徹底し、チェック体制を強化すべきである。	341
第 12 章 公益財団法人岐阜市国際交流協会					
248	国際交流協会		○	定款第 4 条第 2 項を「岐阜県内及び岐阜市との間で交流を行っている海外の地域で行うものとする」に変更することが望ましい。	344
249	国際交流協会	○		定款と各規程等との整合性を十分検討するべきである。	345
250	国際課	○		要綱等における語句の定義付け、使い方の整理をし、必要があれば、要綱を改正すべきである。	346
251	国際課		○	補助金の算定根拠を明確にし、補助の必要性、補助限度額を検討することが望ましい。	347
252	国際課、国際交流協会		○	友好姉妹都市側と情報を密に交わしていくことが望ましい。	348
253	国際課、国際交流協会		○	事業間流用など、委託料の有効活用を進めることが望ましい。	349
254	国際課		○	一括ではなく、分けて委託できるものがあるかを検討することが望ましい。	349
255	国際課	○		随意契約の理由について、検討過程を正確に残すべきである。	349
256	国際課	○		ガイドブックの印刷が、協会に委託すべき業務内容かを十分に検討すべきである。	350
257	国際交流協会		○	類似団体の参加する協議会など、情報収集の機会を積極的に利用し、より効果的な事業実施を検討することが望ましい。	351
258	国際課		○	国際課においても、市内部の施設や所管部署などとのより効果的な連携を検討することが望ましい。	351
259	国際課、国際交流協会		○	岐阜市外国人市民会議との効果的な連携を検討することが望ましい。	351
260	国際交流協会	○		早急に、常勤の経営責任者を置くべきである。	351
261	国際交流協会	○		早急に、自立した組織運営体制を確立すべきである。	352
262	国際交流協会		○	積極的に自主事業を展開することが望ましい。	354
263	国際交流協会		○	国際交流ニュース GIFU の配布先の開拓など、広報の充実を図ることが望ましい。	354
264	国際交流協会		○	賛助会員が増加するよう、具体的対策を講じることが望ましい。	355
265	国際交流協会		○	ホームページを、日本語、中国語、英語だけでなく、他の言語での掲載をすることが望ましい。	356

第 13 章 一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団					
266	産業拠点運営課、男女 共同参画・文化課、公 共ホール管理財団	○		教育文化振興事業団の意向も踏まえつつ、事業団の所管課で ある教育政策課との間で、合併協議を再開すべきである。	362
267	産業拠点運営課、男女 共同参画・文化課、公 共ホール管理財団		○	財団と類似業務を目的とする市の他の外郭団体との連携や所 管課間の更なる連携の検討をすることが望ましい。	362
268	産業拠点運営課、男女 共同参画・文化課	○		次期指定管理者募集前に、岐阜市長良川国際会議場条例と岐 阜市文化会館条例間の事業内容の調整をすべきである。	362
269	産業拠点運営課、男女 共同参画・文化課、公 共ホール管理財団	○		所管課と財団において速やかに協議を開始し、独自の給与制 度を導入すべきである。	363
270	男女共同参画・文化課		○	次期も指定管理とするのであれば、公募も視野に入れて検討 することが望ましい。	364
271	男女共同参画・文化課		○	次期も指定管理とするのであれば、利用料金制導入を検討す ることが望ましい。	365
272	市民参画政策課	○		ホームページに評価委員会の検討結果を適切に情報開示すべ きである。	368
273	産業拠点運営課	○		事業評価シートの指標を指定管理者管理運営状況シートの 「料金稼働率」に統一すべきである。	369
274	公共ホール管理財団		○	文化センターの録音室のあり方を検討することが望ましい。	371
275	公共ホール管理財団		○	施設全体の稼働率を上げる方策を検討することが望ましい。	371
276	男女共同参画・文化課	○		作成要領に基づき、事業評価シートの人件費を正確に記載す べきである。	371
277	公共ホール管理財団		○	少なくとも同じ公共団体との共催事業の場合は、収支情報も まとめて報告することが望ましい。	372
278	公共ホール管理財団		○	再委託契約金額がより削減できないかを検討することが望ま しい。	373
279	男女共同参画・文化 課、公共ホール管理財 団		○	文化センターの備品につき、設置場所を加えたデータ管理を 検討することが望ましい。 市民会館の備品につき、年度終了ごとに備品データを取得し て、実際の備品の状況と相違がないかを確認することが望ま しい。	373
280	公共ホール管理財団		○	展示スペースの清掃や展示物についてのアンケートの実施な どを検討することが望ましい。	374

281	公共ホール管理財団		○	事業計画書に記載した事業については、事業報告書にも記載することが望ましい。	374
282	産業拠点運営課、公共ホール管理財団		○	長良川鵜飼伝承館をより多くの人に利用してもらえるように、協力し、様々な角度から試みを検討し、実施していくことが望ましい。	375
第 14 章 公益社団法人岐阜市シルバー人材センター					
283	シルバー人材センター	○		理事長が非常勤であれば、常勤の役員とすべきである。	381
284	産業雇用課	○		理事長が非常勤であれば、常勤の役員とするよう指導すべきである。	381
285	シルバー人材センター、産業雇用課	○		理事長が常勤であれば、経営基本情報調査票において常勤役員として記載すべきである。	381
286	シルバー人材センター	○		招集通知の発送を省略することの全員の同意を得たというのであれば、その旨、議事録に明記すべきである。全員の同意を得ていないのであれば、招集通知を発送すべきである。	381
287	シルバー人材センター		○	招集通知を発送することが望ましい。招集通知には、日時・場所の連絡だけでなく、議事事項について、資料の添付などを図ることが望ましい。	381
288	産業雇用課		○	法人登記という基本的資料は、毎年、取得して、確認することが望ましい。	382
289	シルバー人材センター		○	退任した理事と面談して、理事の責任等を述べるとともに、できる限り任期を満了するよう説明することが望ましい。退任した理事とのやり取りについて、記録を残すことが望ましい。	382
290	シルバー人材センター		○	出前入会説明会や就業開拓委員会、女性委員会等の活動を継続するとともに、会員や仕事の拡大につながっているのかどうかの検証をすることが望ましい。	383
291	福祉政策課、産業雇用課		○	センターの所管課については、産業雇用課ではなく、福祉政策課が担当することが望ましい。	383
292	福祉政策課、産業雇用課、高齢福祉課		○	センターの総会に、福祉政策課、高齢福祉課、産業雇用課も出席するようになり、指定管理のモニタリングや監査委員監査において、福祉政策課、高齢福祉課も指定管理や委託契約の所管課が立ち会ったりするなど情報共有することが望ましい。	384
293	高齢福祉課	○		指定管理施設所管課も、現場視察によるモニタリングを徹底	387

				すべきである。	
294	福祉政策課、高齢福祉課	○		評価委員会も、少なくとも1年に1回は、現場で、評価会議を開くなどして、現場におけるモニタリングを重視するべきである。	388
295	シルバー人材センター	○		収支計算書において、事務経費の具体的な内訳を正確に記載すべきである。	389
296	高齢福祉課	○		高齢福祉課においても、事務経費の具体的な内訳を正確に記載するよう指導すべきである。	389
297	土木管理課		○	非公募で選定する合理的理由、非公募とする必要性や他への影響、選定しようとする団体の施設管理運営能力等を十分に検証することが望ましい。	390
298	土木管理課	○		指定管理者施設所管課も、現場視察によるモニタリングを徹底すべきである。	392
299	土木管理課	○		評価委員会も、少なくとも1年に1回は、現場で、評価会議を開くなどして、現場におけるモニタリングを重視するべきである。	393
300	産業雇用課	○		本当に必要な補助金額だったのか検討した結果を、検討資料を添付した記録に残すべきである。	395
301	委託契約所管課、産業雇用課	○		センターに対する委託契約（特定随意契約を含む。）を産業雇用課が全て把握できるよう、各委託契約所管課との連携をとるべきである。財務会計システムの検索機能を利用するなどして、特定随意契約の把握に努めるべきである。	404
302	委託契約所管課、産業雇用課、シルバー人材センター	○		相互のやりとりについて記録化するよう、連絡シートなどを設けるべきである。	405
303	委託契約所管課、シルバー人材センター	○		契約書や仕様書の条項に基づいて、抜き打ち検査を含め、随時の検査や調査を実施し、その状況を具体的に記録すべきである。	405
304	委託契約所管課、シルバー人材センター		○	業務日報については、業務内容や業務の実施において気になった点を具体的に記載できる書式にすることが望ましい。	406
305	福祉政策課	○		速やかに、賃貸借契約（有償）に切り替える方向で検討すべきである。また、部内、課内等で議論した経過について資料も添付した上で、議事録を作成すべきである。	408
306	福祉政策課	○		指定管理の選定、使用貸借契約など、契約行為等をする際には、対象となる物件についての不動産登記簿謄本などの基本	409

				資料を確認すべきである、また、ふれあいの館白山という建物についても、建物の滅失登記手続をすべきである。	
307	福祉政策課	○		速やかに、ふれあいの館白山という建物についても登記手続をするべきである。	409
308	土木管理課	○		他の自転車駐車場の指定管理委託料を記載することなく、指定管理者管理運営状況シートを正確に記載すべきである。	410
309	産業雇用課、指定管理施設所管課、委託契約所管課		○	シルバー人材センターの補助金や指定管理、契約についての調査の結果を、共有できるような体制を設けるべきである。	412
第 15 章 公益財団法人岐阜観光コンベンション協会					
310	観光コンベンション課		○	協会と類似業務を目的とする市の他の外郭団体や所管課間の更なる連携を検討することが望ましい。	417
311	観光コンベンション協会	○		基本財産の効率的運用をすべきである。	418
312	観光コンベンション課	○		観光コンベンション課としても、基本財産の効率的な運用をするよう指導すべきである。	418
313	観光コンベンション課	○		「市内の唯一の団体」であるとして、随意契約とすることにつき、民間ではできないのか、他の自治体の類似業務の状況など、様々な角度から、適切に検証を行うべきである。	420
314	観光コンベンション課	○		委託料の積算につき、他の自治体における同種業務との比較をするなど、他の角度からも、検証すべきである。	421
315	観光コンベンション課	○		平成 23 年度包括外部監査の指摘に対して、①どのように判断したのか、②現在の負担金決定方法が適切であるとするのであれば、その理由について、明確に回答すべきである。	422
316	観光コンベンション協会		○	補助金交付手続については、実態に照らして、適切な取り扱いを検討することが望ましい。また、事業負担金の支出については、算出の明確性の観点から、負担金支出の根拠規定を独自に策定することを検討することが望ましい。	423
317	観光コンベンション協会		○	ノベルティグッズにつき、「貯蔵品」として扱うものの金額を設定し、該当するものは数量のみならず金額でも管理し、貸借対照表上にも計上することを検討することが望ましい。	424
318	観光コンベンション協会		○	契約事務ガイドラインに沿って、適切な執行をすることを今後継続して意識することが望ましい。	425
合計		197	121		